

六 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 預金保険機構 第一節 総則（第三条・第八条） 第二節 設立（第九条・第十三条） 第三節 運営委員会（第十四条・第二十三条） 第四節 役員等（第二十四条・第三十三条） 第五節 業務（第三十四条・第三十七条） 第六節 財務及び会計（第三十八条・第四十四条） 第七節 監督（第四十五条・第四十六条） 第八節 補則（第四十七条・第四十八条） 第三章 預金保険 第一節 保険関係（第四十九条） 第二節 保険料の納付（第五十条・第五十二条） 第三節 保険金等の支払（第五十三条・第五十八条の二） 第四節 資金援助（第五十九条・第六十九条） 第四章 預金等債権の買取り（第七十条・第七十三条） 第五章 金融整理管財人による管理（第七十四条・第九十条） 第六章 破綻した金融機関の業務承継（第九十一条・第一百一条）	目次 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 預金保険機構 第一節 総則（第三条・第八条） 第二節 設立（第九条・第十三条） 第三節 運営委員会（第十四条・第二十三条） 第四節 役員等（第二十四条・第三十三条） 第五節 業務（第三十四条・第三十七条） 第六節 財務及び会計（第三十八条・第四十四条） 第七節 監督（第四十五条・第四十六条） 第八節 補則（第四十七条・第四十八条） 第三章 預金保険 第一節 保険関係（第四十九条） 第二節 保険料の納付（第五十条・第五十二条） 第三節 保険金等の支払（第五十三条・第五十八条） 第四節 資金援助 第一款 資金援助（第五十九条・第六十七条の二） 第二款 緊急手続（第六十八条・第八十一条） 第四章 預金等債権の買取り（第八十一条の二・第八十一条の五）

第七章 金融危機への対応（第二百一条・第二百二十六条）

第八章 雑則（第二百二十七条・第二百四十条）

第九章 罰則（第四百一条・第五百十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、金融機関の破綻^{たん}の処理^{たん}に関し、破綻金融機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による管理、破綻金融機関の業務承継及び金融危機に対応するための措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（以下「長期信用銀行」という。）

三 八（略）

第五章 雑則（第八十二条・第八十三条）

第六章 罰則（第八十四条・第九十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対し適切な資金援助を行う等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行

三 八（略）

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一、四（略）

五 長期信用銀行法第八条、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第十七条の二第一項（同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。）、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第一百七号）附則第六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項及び信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二第一項の規定による債券（その権利者を確知することができるものとして政令で定めるものに限る。）の発行により払込みを受けた金銭

3（略）

4 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻し（預金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一、四（略）

五 前各号に掲げる会社以外の会社（銀行及び長期信用銀行を除く。）で銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）を子会社（会社がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式

2 この法律において「預金等」とは、次に掲げるものをいう。

一、四（略）

（新設）

4 この法律において「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関をいう。

3（略）

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう。

一、四（略）

（新設）

	を所有する他の会社をいう。以下この号において同じ。）とする もの又は子会社しようとするもの	
6	この法律において「優先株式等」とは、優先株式（その発行の時に において議決権のない株式であつて、利益の配当及び残余財産の分 配について優先的内容を有するものをいう。以下同じ。） <u>、劣後特 約付社債（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付され た社債であつて、銀行等又は銀行持株会社等の自己資本の充実に資 するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ 。）その他これらに準ずるものとして政令で定めるものをいう。</u>	（新設）
7	この法律において「株式等」とは、優先株式以外の株式及び優先 株式等をいう。	（新設）
8	この法律において「優先株式等の引受け等」とは、優先株式等の 引受け又は劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の 内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関又 は銀行持株会社等の自己資本の充実に資するものとして政令で定め る金銭の消費貸借に該当するものをいう。）による貸付けをいう。	（新設）
9	この法律において「株式等の引受け等」とは、優先株式以外の株 式の引受け又は優先株式等の引受け等をいう。	（新設）
10	この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又 は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ 締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこ ととなつた額の <u>一部を補てん</u> することをいう。	（新設）
11	この法律において「付保預金移転」とは、破綻金融機関の預金等	（新設）

に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、当該債務に第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの（営業（第一項第三号から第八号までに掲げる金融機関にあつては、事業。以下同じ。）の譲渡又は譲受け（以下「営業譲渡等」という。）に伴うものを除く。）をいう。

12 この法律において「被管理金融機関」とは、第七十四条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により、第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた金融機関をいう。

13 この法律において「承継銀行」とは、営業の譲受け、付保預金移転又は合併（以下「営業の譲受け等」という。）により被管理金融機関の業務を引き継ぎ、かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子会社（預金保険機構がその発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を所有する会社をいう。以下同じ。）として設立されたものをいう。

（権限）

第十五条 次章、第四章及び第六章から第八章までに規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画

（新設）

（新設）

（権限）

第十五条 次章及び第四章に規定するもののほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の作成及び変更
- 三 予算及び資金計画

四 決算

五 その他委員会が特に必要と認める事項

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 次章第四節の規定による資金援助その他同節の規定による業務
四 (略)

五 第七十八条第二項の規定による金融整理管財人又は金融整理管財人代理の業務

六 第六章の規定による承継銀行の経営管理その他同章の規定による業務

七 第七章の規定による株式等の引受け等その他同章の規定による業務

八 第二百二十七条又は第二百二十八条の規定による資金の貸付け及び第二百二十九条の規定による資産の買取り

九 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章から第五章までの規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務

四 決算

五 その他委員会が特に必要と認める事項

第五節 業務

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 (略)

三 次章第四節の規定による資金援助及び損失の補てん
四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四章及び第五章の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(財務諸表等)

第四十条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、各事務所に備えて置き、内閣府令・財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(区分経理)

第四十条の二 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)

二 第一百七条第一項の規定による株式等の引受け等に係る業務、第二百二十二条第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務

(責任準備金の積立て)

第四十一条 機構は、一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(財務諸表等)

第四十条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項の規定による内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けた財務諸表並びに前項の事業報告書及び決算報告書をその事務所に備えて置かなければならない。

(新設)

(責任準備金の積立て)

第四十一条 機構は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十二条 機構は、第四十条の二第一号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための発行を含む。)をすることができる。

2 機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。

(削る)

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十二条 機構は、第三十四条第二号から第五号までに掲げる業務を行う必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

(新設)

(新設)

2 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三条第一項の規定にかかわらず、機構に対し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 機構は、第一項の資金の借入れをしたときは、その借入金を返済するため、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えのための

5 第一項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 7 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。 8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。 9 第一項及び第五項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。	発行を含む。）をすることができる。 4 前項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。 5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。 6 機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行等又は信託会社に委託することができる。 7 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行等又は信託会社について準用する。 8 第三項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。
（政府保証） 第四十二条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第二項の借入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。	（政府保証） 第四十二条の二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項若しくは第三項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

第三章 預金保険

第三章 預金保険

第一節 保険関係

(保険関係)

第四十九条 (略)

2 前項の保険関係においては、預金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一・二 (略)

第二節 保険料の納付

(保険料の納付)

第五十条 (略)

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。

一・二 (略)

三 第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき。

当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関

四 承継銀行が設立されたとき。 当該承継銀行

五 第百十一条第一項の規定による決定があつたとき。 当該決定に係る銀行等

(保険料の額)

第一節 保険関係

(保険関係)

第四十九条 (略)

2 前項の保険関係においては、預金等の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

一・二 (略)

第二節 保険料の納付

(保険料の納付)

第五十条 (略)

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を免除することができる。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(保険料の額)

第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。）における預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。）の額の合計額を平均した額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱い（金融機関の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第二項の資金の借入れ又は同条第一項の債券の発行をした場合において、その借入金を返済し、又はその債券を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4・5 （略）

第三節 保険金等の支払

第五十一条 保険料の額は、各金融機関につき、当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の末日における預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。）の額の合計額を十二で除し、これに当該保険料を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て定める率（以下この条において「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務に要する費用の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定められなければならない。

3 機構は、第四十二条第一項若しくは第三項の資金の借入れ又は債券の発行をした場合において、その借入金を返済し、又はその債券を償還することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。

4・5 （略）

第三節 保険金等の支払

(保険金の額等)

第五十四条 保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条、第五十八条及び第五十八条の二において同じ。）に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するもの（同条第四項の仮払金の支払又は第二百二十七条第一項の貸付に係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る。次項において同じ。）のうち元本の額（第二条第二項第五号に掲げる預金等にあつては、当該金銭の額。以下同じ。）及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額とする。

2 前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつているものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的とな

(保険金の額等)

第五十四条 保険金の額は、一の保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。第五十八条において同じ。）に係る債権（その者が前条第一項の請求をした時において現に有するものに限る。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）で、同項の請求があつたものに相当する金額とする。

2 前項の規定による保険金の額が政令で定める金額を超えるときは、その金額を当該保険金の額とする。

つていないものに係る元本を先とする。

二 預金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、預金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、預金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 預金等に係る債権で担保権の目的となつているものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

4 保険事故に係る預金者等について支払われた前条第四項の仮払金の額が、第一項及び第二項の規定による保険金の額のうち政令で定

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について前条第四項の仮払金の支払を受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による金額から当該仮払金の支払を受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

4 保険事故について保険金の支払が行われる場合に、当該保険事故に係る預金者等について支払われた前条第四項の仮払金の額が、第

めるところにより計算した額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

（預金等に係る債権の額の把握）

第五十五条の二 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した金融機関の各預金者等がその発生した日において現に当該金融機関に対して有する預金等に係る債権の額を把握しなければならない。

2 機構は、前項に規定する預金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、金融機関に対し、その旨を明示して、預金者等の氏名又は名称及び住所、預金等に係る債権の内容その他内閣府令・財務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

3 前項の規定により資料の提出を求められた金融機関は、内閣府令・財務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

4 金融機関は、前項の規定による資料の提出に必要な預金等に関するデータベース（預金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものという。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講

一項及び第二項の規定により支払われるべき保険金の額を超えるときは、その者は、その超える金額を機構に払い戻さなければならない。

（新設）

じなければならぬ。

(支払の決定)

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 第一種保険事故に関して第五十五条第一項又は第二項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

二 (略)

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日

2 (略)

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十三条第四項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければなら

(支払の決定)

第五十六条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。

一 第一種保険事故に関して前条第一項又は第二項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

二 (略)

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業(信用金庫等にあつては、事業。以下同じ。)の全部の譲渡若しくは営業の全部若しくは一部の譲受け(以下「営業譲渡等」という。)、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項又は第七十四条第十一項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日

2 (略)

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき第五十三条第四項の仮払金の支払をするかどうかを決定しなければなら

ない。

一 保険事故に関して第五十五条第一項又は第二項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

二 (略)

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議又は議決が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日

4 (略)

(債権の取得等)

第五十八条 機構は、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る預金者等に対して第五十四条第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額に~~応じ~~、政令で定めるところにより、当該預金者等が金融機関に対して有する預金等に係る債権を取得する。

(削る)

ない。

一 保険事故に関して前条第一項又は第二項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

二 (略)

三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつた旨の同項又は第七十四条第十一項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日

4 (略)

(債権の取得等)

第五十八条 機構は、第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る預金者等に対して第五十四条第一項から第三項までの規定により支払われるべき保険金の額に~~応じ~~、当該預金者等が金融機関に対して有する預金等に係る債権(利息、収益の分配その他これらに準ずるもので政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)を取得する。

2 前項に規定する預金者等に対して支払われるべき保険金の額が第五十四条第一項に規定する元本の額に満たないときは、機構は、次

に定めるところにより、当該預金者等が金融機関に対して有する預金等に係る債権を取得する。

一 預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつてゐるものと担保権の目的となつてゐないものがあるときは、担保権の目的となつてゐないものを先とする。

二 預金等に係る債権で担保権の目的となつてゐないものが二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の高いものを先とする。

三 前号の場合において、金利の同じものが二以上あるときは、その弁済期の早いものを先とする。

四 前号の場合において、弁済期の同じものが二以上あるときは、機構が指定するものとする。

五 預金等に係る債権で担保権の目的となつてゐるものが二以上あるときは、機構が指定するものとする。

2 機構は、前項の規定により取得した預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつてゐるものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつてゐる預金等に係る債権（機構が取得した部分に限る。）の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

3 機構は、預金者等に対し第五十三条第四項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額（第五十四条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。）に応じ、当該預金者等が金融機関に対

3 機構は、前二項の規定により取得した預金等に係る債権のうちに担保権の目的となつてゐるものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつてゐる預金等に係る債権（機構が取得した部分に限る。）の額に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、保険金の支払を保留することができる。

4 機構は、預金者等に対し第五十三条第四項の仮払金の支払をしたときは、その支払金額（第五十四条第四項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。）に応じ、当該預金者等が金融機関に対

して有する預金等に係る債権を取得する。

（課税関係）

第五十八条の二 預金者等がその有する預金等（第二条第二項第五号に掲げるもののうち割引の方法により発行される債券に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「預金等債権」という。

）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に應じて機構が取得する預金等債権のうちに利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に應じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 預金 当該預金の利子

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金（所得税法第七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。）

三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補てん金（所得税法第七十四条第四号に掲げる給付補てん金をいう。）

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 同号に規定する債券（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十

して有する預金等に係る債権を取得する。

（新設）

二年法律第二十六号) 第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四節 資金援助

(削る)

(資金援助の申込み)

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻^{たん}金融機関でない者(以下、「救済金融機関」という。)又は合併等を行う銀行持株会社等(以下「救済銀行持株会社等」という。)は、機構が、合併等を援助するため、次に掲げる措置(第六号に掲げる措置にあつては、第二条第五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り
- 四 債務の保証
- 五 債務の引受け
- 六 優先株式等の引受け等
- 七 損害担保

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

第四節 資金援助

第一款 資金援助

(資金援助の申込み)

第五十九条 合併等を行う金融機関で破綻^{たん}金融機関でない者(以下、「救済金融機関」という。)又は合併等を行う銀行持株会社等(以下「救済銀行持株会社等」という。)は、機構が、合併等を援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け(以下「資金援助」という。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一・二 (略)

三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業を他の金融機関に譲渡するもの（営業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の預金等に係る債務の引受けであつて当該債務に第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものが伴つものに限る。）

三の二 付保預金移転

四（略）

3（略）

4 第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一、四（略）

5 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

6 第一項又は第四項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告

三 営業譲渡等で破綻金融機関がその営業の全部（当該破綻金融機関の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの

（新設）

四（略）

3（略）

4 第一項に規定する資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一、四（略）

（新設）

5 第一項又は前項の規定による申込みを行った金融機関及び銀行持株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に報告し

しなければならない。

7 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

（資金援助の申込みの特例）

第五十九条の二 合併等（前条第二項第三号に掲げる営業譲渡等のうち破綻金融機関がその営業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。）を行う救済金融機関は、機構が、破綻金融機関の債権者間の衡平を図るため、当該破綻金融機関に対して資金援助（同条第一項第一号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みは、当該合併等に係る破綻金融機関と連名で行うものとする。

3 前条第六項の規定は前二項の規定による申込みを行った救済金融機関及び破綻金融機関について、同条第七項の規定は前二項の規定による申込みを受けた機構について、それぞれ準用する。

第六十条 内閣総理大臣の指定する金融機関で合併等を援助するため当該合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等に対し資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、機構が資金援助（第五十九条第一項第二号又は第四号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

なければならない。

6 機構は、第一項又は第四項の規定による申込みを受けたときは、速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

（新設）

第六十条 内閣総理大臣の指定する金融機関で合併等を援助するため当該合併等に係る金融機関（破綻金融機関を除く。）又は当該合併等に係る銀行持株会社等に対し資金の貸付けその他の政令で定める行為を行うものは、機構が資金援助（金銭の贈与、資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2・3 (略)

(適格性の認定)

第六十一条 第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る破綻金融機関及び救済金融機関又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資すること。

二・三 (略)

4・7 (略)

8 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の二第一項又は長期信用銀行法第十六条の二第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定による認定を行うことができない。

2・3 (略)

(適格性の認定)

第六十一条 第五十九条第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る破綻金融機関及び救済金融機関又は破綻金融機関及び救済銀行持株会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行うことができる。

一 当該合併等が行われることが、預金者等の保護に資すること。

二・三 (略)

4・7 (略)

8 破綻金融機関の株式を取得しようとする会社が、当該株式の取得により銀行を子会社とする持株会社又は長期信用銀行を子会社とする持株会社になることについて、銀行法第五十二条の二第一項又は長期信用銀行法第十六条の二第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、第一項の認定の申請は、第二項の規定にかかわらず、当該会社及び当該破綻金融機関の連名で行うことができる。ただし、内閣総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、第一項の規定によ

(合併等のおつせん)

第六十二条 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合において、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該破綻金融機関及び他の金融機関又は当該破綻金融機関及び銀行持株会社等に対し、書面により、合併等（第五十九条第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のおつせんを行うことができる。

2 前項のおつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等は、前条第一項の規定にかかわらず、第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項の規定による申込みを行うことができる。

3・4 (略)

5 内閣総理大臣は、第一項のおつせんを行うため必要があると認めるときは、その必要の限度において、破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関につきその業務又は財産の状況に関する資料を他の金融機関又は銀行持株会社等に対して交付し、その他当該おつせんに必要な準備行為を行うことができる。

6 内閣総理大臣は、機構に対し、第一項のおつせん又は前項の準備

る認定を行うことができない。

(合併等のおつせん)

第六十二条 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合において、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該破綻金融機関及び他の金融機関又は当該破綻金融機関及び銀行持株会社等に対し、書面により、合併等（第五十九条第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該合併等が行われることが預金者等の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のおつせんを行うことができる。

2 前項のおつせんを受けた同項の他の金融機関又は銀行持株会社等は、前条第一項の規定にかかわらず、第五十九条第一項の規定による申込みを行うことができる。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

行為の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

(資金援助)

第六十四条 機構は、第五十九条第一項若しくは第四項、第五十九条の二第二項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 4 (略)

5 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る金融機関又は銀行持株会社等は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付し、又は当該合併等により当該貸付債権を有することとなる者をして機構に納付させるための措置を講ずる旨を約するものとする。

(優先株式等の引受け等に係る資金援助)

第六十四条の二 第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等(第二条第五項第五号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)は、第五十九条第一項の規定による申込みと同時に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための方策として政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

(資金援助)

第六十四条 機構は、第五十九条第一項若しくは第四項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 4 (略)

(新設)

(新設)

2 委員会は、前条第一項の規定により行つ議決が優先株式等の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先株式等の引受け等が当該申込みに係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等の自己資本の充実の状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先株式等の引受け等を行う旨の決議をすることができる。

3 機構は、第五十九条第一項の規定による申込みが優先株式等の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣（当該申込みをした者が労働金庫又は労働金庫連合会である場合には、内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣）の承認を受けなければならない。

4 機構は、前条第一項の規定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した優先株式等（当該優先株式等が優先株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該優先株式が他の種類の株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された他の種類の株式及び当該優先株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債が株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。以下この項において「取得優先株式等」という。）又は同条第一項の規定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権（

以下この項において「取得貸付債権」という。）の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

（合併等の契約の報告等）

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書（機構と第六十四条第四項の契約を締結した金融機関又は銀行持株会社等にあつては、当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、営業譲渡等

（合併等の契約の報告等）

第六十五条 第六十一条第一項の認定又は第六十二条第一項のあつせん（以下「適格性の認定等」という。）を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、当該適格性の認定等に係る合併等の契約を締結したときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次条第一項、第六十七条第二項、第六十八条、第六十九条第一項及び第六項、第七十条第一項、第七十三条第六項、第七十四条第四項及び第十一項並びに第七十九条第一項及び第三項において同じ。）に、その旨を報告し、かつ、当該合併等の契約書（機構と前条第四項の契約を締結した金融機関又は銀行持株会社等にあつては、当該合併等の契約書及び同項の契約の内容を記載した書面）を提出しなければならない。

（株主総会等の決議の報告等）

第六十六条 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは商法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、営業譲渡等

付保預金移転、株式交換又は株式移転について株主総会等の決議又は議決を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、営業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転についての決議又は議決を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは商法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする。

2 前項の「株主総会等」とは、銀行等にあつては株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第四項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会）を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は、次に掲げる場合には、直ちに、内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

一 第一項の適格性の認定等を受けた者が銀行等又は銀行持株会社等であつて、商法第四百十三条ノ三第一項（金融機関の合併及び

株式交換又は株式移転について株主総会等の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る合併、営業譲渡等、株式交換又は株式移転についての決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨を報告し、かつ、当該株主総会等の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、この法律若しくは商法の規定又は定款の定めに基づき株式交換について株主総会の決議を必要とする場合において、当該適格性の認定等に係る株式交換についての決議を得たとき又は得られなかつたときも、同様とする。

2 前項の「株主総会等」とは、第二条第一項第一号及び第二号に掲げる金融機関（以下「銀行等」という。）にあつては株主総会（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七条第四項に規定する場合にあつては、株主総会及び同項の特定株主総会）を、信用金庫等にあつては総会又は総代会をいう。

3 第一項の適格性の認定等を受けた者が銀行等又は銀行持株会社等であつて、商法第四百十三条ノ三第一項（金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行おうとしたものである場合又は商法第三百五十八条第一項の規定により株主総会の承認を得ないで株式交換を行おうとしたものである場合において、当該銀行

轉換に関する法律第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により株主総会の承認を得ないで合併を行おうとしたものである場合又は商法第三百五十八条第一項の規定により株主総会の承認を得ないで株式交換を行おうとしたものである場合において、当該銀行等又は銀行持株会社等が同法第四百十三条ノ三第八項（金融機関の合併及び轉換に関する法律第十二条の二第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百五十八条第八項に規定する場合に該当することとなつたとき。

二 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第四十三条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第七十八条の七において準用する場合を含む。）の規定により株主総会等（前項に規定する株主総会等をいう。）の決議又は議決に代わる裁判所の許可を得て営業譲渡等を行おうとしたものである場合において、当該金融機関が当該許可を得られなかつたとき。

4
(略)

(業務の継続の特例)

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る営業の譲受け又は付預金移転により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのない

等又は銀行持株会社等が商法第四百十三条ノ三第八項（金融機関の合併及び轉換に関する法律第十二条の二第一項において準用する場合を含む。）又は商法第三百五十八条第八項に規定する場合に該当することとなつたときは、当該銀行等又は銀行持株会社等は、直ちに、内閣総理大臣にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

4
(略)

(業務の継続の特例)

第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業に関する法令により行うことができない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る営業の全部又は一部の譲受けにより承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのない

いものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣）の承認を受けたときは、営業の譲受け又は付保預金移転の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

（財務大臣への協議）

第六十八条 内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

（追加的資金援助）

第六十九条 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係る救済金融機関若しくは救済銀行持株会社等又は当該資金援助に係る合併により設立された金融機関から追加の資金援助の申込みを受

ものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき内閣総理大臣の承認を受けたときは、営業の全部又は一部の譲受けの日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

（財務大臣への協議）

第六十七条の二 内閣総理大臣は、その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助が行われたならば、機構の財務の状況が著しく悪化し信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

（新設）

けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行つた金融機関又は銀行持株会社等に対する追加の資金援助（第四項において「追加的資金援助」という。）を行うことができる。

2

前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等（第五十九条第二項第三号に掲げる営業譲渡等のうち破綻金融機関がその営業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。）

に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、前項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等（同条第二項第三号に掲げる営業譲渡等のうち破綻金融機関がその営業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済金融機関は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第五十九条第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

二 第五十九条第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立された金融機関の資産（当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。）

三 第五十九条第二項第三号に掲げる営業譲渡等 同号の他の金融機関の資産で当該営業譲渡等により譲り受けたもの

四 第五十九条第二項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金融機関の資産

3 第一項の規定による申込みに係る損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

4 第五十九条第六項及び第七項、第六十四条並びに第六十四条の二の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第五十九条の二の規定は資金援助に係る合併等を行った救済金融機関について、第六十七条及び第六十八条の規定は追加的資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十四条第二項中「及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる」とあるのは「及び当該資金援助に係る破綻金融機関につき当該議決前に行われた委員会たんの議決に係る資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれた」と、第六十八条中「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは「追加的資金援助」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

第二款 緊急手続

(緊急性の認定)

第六十八条 内閣総理大臣は、第六十五条の規定による報告を受けた

場合において、当該報告に係る合併（第五十九条第二項第二号に掲げるもの及び金融機関の合併及び転換に関する法律第三条第一項第二号から第六号までの規定によるものを除く。）、営業譲渡等又は株式交換を緊急に行わなければ機構の資金援助による預金者等の保護に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該合併、営業譲渡等又は株式交換を緊急に行う必要がある旨の認定（以下「緊急性の認定」という。）を行うとともに、当該合併、営業譲渡等又は株式交換を行うべき期限を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、緊急性の認定を行つた場合には、その旨及び当該緊急性の認定に係る合併、営業譲渡等又は株式交換を行うべき期限を、当該合併、営業譲渡等又は株式交換の当事者となる全部の金融機関又は銀行持株会社等に対し、通知するものとする。

（株主等の異議の申出等）

第六十九条 内閣総理大臣は、緊急性の認定を行おうとするときは、あらかじめ、当該緊急性の認定に係る合併、営業譲渡等若しくは株式交換の当事者となる金融機関（営業の一部を譲り受ける銀行等で定款に当該営業の一部の譲受けにつき株主総会の決議を要する旨の定めがないものを除く。）又は株式交換の当事者となる銀行持株会社等の株主（信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合連合会又は労働金庫連合会にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては労働金庫法（昭和二十八年法律

第二百二十七号)第十三条第一項に規定する個人会員(第六項において「個人会員」という。)を除く会員とする。)は一定の期間内に当該合併、営業譲渡等又は株式交換について異議を申し出ることができる旨を公告し、当該公告をした旨を当該金融機関又は当該銀行持株会社等に通知しなければならない。

2 前項の期間は、一週間を下つてはならない。

3 内閣総理大臣は、銀行等又は銀行持株会社等の株主に対し第一項の規定による公告をするときは、法務大臣の同意を得なければならない。

4 第一項の規定による通知を受けた金融機関又は銀行持株会社等の取締役又は理事は、当該通知に係る合併、営業譲渡等又は株式交換の当事者となる全部の金融機関又は銀行持株会社等の貸借対照表(救済金融機関又は救済銀行持株会社等にあつては、当該金融機関又は銀行持株会社等の貸借対照表及び当該合併、営業譲渡等又は株式交換に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)及び当該合併、営業譲渡等又は株式交換の契約書を本店又は主たる事務所に備えて置かなければならない。

5 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用する。

6 内閣総理大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関又は銀行持株会社等の発行済株式の総数の百分の二十以上に当たる株式の数を保有する株主又は総会員(信用協同組合にあつては総組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。)の百分の二十以上の会

員（信用協同組合にあつては組合員とし、労働金庫にあつては個人会員を除く。）が、異議の申出をしたときは、緊急性の認定を行うことができない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関又は銀行持株会社等について、前項の規定により緊急性の認定を行うことができなくなつた場合には、その旨を当該金融機関又は銀行持株会社等に通知しなければならない。

8 第一項の通知を受けた者が商法第三百五十八条又は第四百十三条ノ三の規定による手続を行おうとする銀行等又は銀行持株会社等である場合においては、当該銀行等又は銀行持株会社等は、同項の通知を受けた後は、当該手続を行うことができない。ただし、当該銀行等又は銀行持株会社等が前項の規定による通知を受けた場合においては、この限りでない。

9 前項ただし書に規定する場合における当該銀行等又は銀行持株会社等についての商法第三百五十八条又は第四百十三条ノ三の規定の適用については、同法第三百五十八条第四項中、「株式交換契約書ヲ作リタル日」とあり、並びに同法第四百十三条ノ三第四項及び第九項中、「合併契約書ヲ作リタル日」とあるのは、「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十九条第七項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日」とする。

（合併 営業譲渡等又は株式交換の実施）

第七十条 緊急性の認定に係る合併、営業譲渡等又は株式交換の当事

- 者である金融機関（以下「緊急性の認定に係る金融機関」という。）又は緊急性の認定に係る株式交換の当事者である銀行持株会社等（以下「緊急性の認定に係る銀行持株会社等」という。）は、第六十八条第一項の規定により内閣総理大臣が定める期限までに、当該合併、営業譲渡等又は株式交換を行わなければならない。
- 2 緊急性の認定に係る金融機関が合併を行うときは、合併後存続する金融機関（以下「存続金融機関」という。）については変更の登記を、合併により消滅する金融機関（以下「消滅金融機関」という。）については解散の登記をしなければならない。
- 3 商法第四百十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。
- 4 第二項の登記又は緊急性の認定に係る株式交換による変更の登記の申請書に添付すべき書類については、政令で定める。
- （合併の効力発生及び効果等）
- 第七十一条 緊急性の認定に係る金融機関の合併は、存続金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更の登記をすることによつてその効力を生ずる。ただし、第七十四条及び第七十六条の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、存続金融機関は、いまだ合併を行っていないものとみなし、消滅金融機関はなお存続しているものとみなす。この場合において、当該手続に必要な費用は、存続金融機関が負担しなければならない。
- 2 存続金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

3 緊急性の認定に係る金融機関である銀行等及び緊急性の認定に係る銀行持株会社等の株式交換が行われた場合には、第七十四条及び第七十六条の二の規定に係る手続を行うために必要な範囲内において、いまだ株式交換の効力が生じていないものとみなす。

（信用金庫等の特例）

第七十二条 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、消滅金融機関の地区、会員若しくは組合員又は事務所は、当該信用金庫等の定款の定めにかかわらず、政令で定める期間に限り、当該信用金庫等の地区、会員若しくは組合員又は事務所とみなす。

2 信用金庫等は、当該信用金庫等の定款の定めにより行うことができなない業務を緊急性の認定に係る営業の全部又は一部の譲受けにより承継した場合には、当該定款の定めにかかわらず、政令で定める期間に限り、当該業務を継続することができる。

3 緊急性の認定に係る信用金庫等の合併が行われた場合には、当該合併後存続する信用金庫等の会員又は組合員は、政令で定める期間に限り、その持分を譲渡することができない。

（債権者の異議）

第七十三条 存続金融機関又は緊急性の認定に係る営業の全部若しくは一部の譲受けを行った金融機関は、合併又は営業の全部若しくは一部の譲受けを行ったときは、直ちに、合併又は営業譲渡等に異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ

- 、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。
- 2 前項の期間は、一月以上四十五日以内としなければならない。
- 3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併又は営業譲渡等を承認したものとみなす。
- 4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む他の金融機関若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併又は営業譲渡等をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 5 第一項の規定により行う公告は、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。
- 6 第一項の金融機関は、同項及び第四項の手続を終了したときは、政令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

（株主総会等の承認）

第七十四条 緊急性の認定に係る金融機関（営業の一部を譲り受けた銀行等で定款に当該営業の譲受けにつき株主総会の決議を要する旨の定めがないものを除く。以下この条において同じ。）又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等は、合併、営業譲渡等又は株式交換を行った日から四十五日以内に合併、営業譲渡等又は株式交換につい

て第六十六条第二項に規定する株主総会等の承認の決議を得なければならぬ。

2 銀行等における前項の承認の決議については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決議の場合の例による。

一 合併、営業の全部の譲渡若しくは譲受け又は株式交換についての承認（次号及び第二号の二に掲げるものを除く。） 商法第三百四十三条の決議

二 次に掲げる合併についての承認 商法第三百四十八条第一項の決議

イ 存続金融機関の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり消滅金融機関の定款にその定めがない場合における当該消滅金融機関の合併についての承認

ロ 存続金融機関が合併により定款を変更してイに規定する定めを設ける場合における当該存続金融機関の合併についての承認及び消滅金融機関の定款にその定めがないときの当該消滅金融機関の合併についての承認

二の二 次に掲げる株式交換についての承認 商法第三百四十八条第一項の決議

イ 完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。以下同じ。）となつた銀行等又は銀行持株会社等の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあり完全子会社（同項に規定する完全子会社をいう。以下同じ。）となつた銀行等の定款にその定めがない場合における当該完

全子会社となつた銀行等の株式交換についての承認

ロ 完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等が株式交換により定款を変更してイに規定する定めを設ける場合における当該完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等の株式交換についての承認及び完全子会社となつた銀行等の定款にその定めがないときの当該完全子会社となつた銀行等の株式交換についての承認

3 三 営業の一部の譲受けについての承認 定款の定めによる決議
信用金庫等における第一項の承認の決議については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める決議の場合の例による。

一 合併又は事業の全部の譲渡についての承認 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条又は労働金庫法第五十三条の決議

二 営業の全部又は一部の譲受けについての承認（次号に掲げる場合を除く。） 信用金庫法第四十七条第一項、中小企業等協同組合法第五十二条第一項又は労働金庫法第五十二条第一項の決議

三 定款に営業の全部又は一部の譲受けの決議につき特別の定めがある場合における当該信用金庫等の営業の全部又は一部の譲受けについての承認 当該定款の定めによる決議

4 内閣総理大臣は、災害その他やむを得ない理由により、金融機関又は銀行持株会社等が第一項に規定する期限までに同項の承認の決議を得ることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から四十五日以内に限り、当該期限を延長

することができる。

5 銀行等又は銀行持株会社等は、第一項の承認の決議を行う場合には、商法第二百三十二条の規定による通知において、合併、営業譲渡等又は株式交換の契約書（存続金融機関、営業の全部若しくは一部を譲り受けた銀行等又は株式交換により完全親会社となつた銀行等若しくは銀行持株会社等にあつては、合併、営業譲渡等又は株式交換の契約書及び資金援助に関する契約書）の要領をも示さなければならぬ。

6 商法第三百五十条の規定は第二項第二号又は第二号の二に定める決議（同号ロに定める決議については、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等におけるものに限る。）があつた場合について、同法第三百五十三条第七項の規定は第二項第二号の二に規定する場合について、同法第四百八条第六項の規定は第二項第二号イに規定する場合について、それぞれ準用する。

7 信用金庫等が第一項の承認の決議を行う場合には、同項の総会又は総代会の招集は、合併又は営業譲渡等の契約書（存続金融機関又は営業の全部若しくは一部を譲り受けた信用金庫等にあつては、合併又は営業譲渡等の契約書及び資金援助に関する契約書）の要領をも示してしなければならない。

8 合併後存続する信用金庫等は、当該合併について第一項の承認の決議を得たときは、併せて、総会又は総代会において当該合併に必要な事項に關し定款を変更することができる。

9 緊急性の認定に係る金融機関の取締役又は理事は、緊急性の認定

が銀行等の合併に係るものであるときは、第一項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限（当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限）の到来した日以後六月を経過する日まで、当該各銀行等の商法第四百八条ノ二第一項各号に掲げる書類（存続金融機関たる銀行等にあつては、当該各銀行等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面）を、緊急性の認定が信用金庫等の合併又は金融機関の営業譲渡等に係るものであるときは、第一項の株主総会等の会日の二週間前から、当該各信用金庫等又は当該各金融機関の貸借対照表（存続金融機関たる信用金庫等又は営業の全部若しくは一部を譲り受けた金融機関にあつては、当該各信用金庫等又は当該各金融機関の貸借対照表及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面）を、緊急性の認定に係る銀行持株会社等の取締役は、同項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限（当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限）の到来した日以後六月を経過する日まで、当該緊急性の認定に係る株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同法第三百五十四条第一項各号に掲げる書類（株式交換により完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等にあつては、当該株式交換の当事者である全部の銀行等又は銀行持株会社等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面）を本店又は主たる事務所に備えて置かなければならない。

10 商法第四百八条ノ二第二項の規定は、前項の場合について準用す

る。

11 緊急性の認定に係る金融機関又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等は、第一項に規定する期限（当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の期限）までに、第一項の承認の決議を得られなかったときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に報告し、かつ、機構に通知しなければならない。

12 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

（事業の全部の譲渡を行った信用金庫又は労働金庫等の解散）

第七十五条 緊急性の認定に係る事業の全部の譲渡を行った信用金庫若しくは信用金庫連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会は、第七十三条の手続が終了し、かつ、当該事業の全部の譲渡に係る当事者である金融機関の全部の前条第一項の承認の決議が得られることにより解散する。

（株券の提出等）

第七十六条 緊急性の認定に係る合併で当該合併により株式の併合があつたものを行った銀行等は、当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式の併合があつた旨、一定の期間内に株券及び端株券を当該銀行等に提出すべき旨並びに第三項において準用する商法第一百十四条第二項の規定による定めがあるときはその内容を公告し、かつ、株主

及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 商法第二百十四条第二項の規定は、第一項の手続について準用する。

第七十六条の二 緊急性の認定に係る株式交換により完全子会社となつた銀行等は、当該株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたときは、直ちに、株式交換があつた旨、一定の期間内に株券及び端株券を当該銀行等に提出すべき旨並びに株式交換の日において株券及び端株券は無効となつた旨を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 商法第二百十六条の規定は、第一項の手続について準用する。

（合併に反対する株主の株式買取請求権）

第七十七条 緊急性の認定に係る合併で当該合併の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等の株主で、同項の株主総会に先だつて当該銀行等に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において合併の承認に反対したものは、存続金融機関に対し、その者の所有する株式を、合併がなかつたならばその株式又はその者の所有して

いた消滅金融機関の株式の有していたであろう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができる。

2 商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四後段並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第百二十六条第一項及び第百三十二条ノ六の規定は、前項の請求について準用する。

3 第一項の規定による株式の買取りは、商法第二百十条第四号の買取りとみなす。

（営業譲渡等に反対する株主の株式買取請求権）

第七十八条 緊急性の認定に係る営業譲渡等で当該営業譲渡等の当事者である銀行等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等（営業の一部を譲り受けたものを除く。）の株主で、同項の株主総会に先だつて当該銀行等に対し書面をもつて営業譲渡等に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において営業譲渡等の承認に反対したものは、当該銀行等に対し、その者の所有する株式を、営業譲渡等がなかつたならばその株式の有していたであろう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（株式交換に反対する株主の株式買取請求権）

第七十八条の二 緊急性の認定に係る株式交換で当該株式交換の当事者である銀行等又は銀行持株会社等の全部の第七十四条第一項の承認の決議が得られたものを行つた銀行等又は銀行持株会社等の株主

で、同項の株主総会に先立つて当該銀行等又は銀行持株会社等に対し書面をもつて株式交換に反対の意思を通知し、かつ、当該株主総会において株式交換の承認に反対したものは、当該銀行等又は銀行持株会社等に対し、その者の所有する株式を、株式交換がなかったならばその株式の有していたであろう公正な価格で買い取るべき旨の請求をすることができる。

2 第七十七条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

（承認の決議を得られなかった場合の合併、営業譲渡等又は株式交換の効力等）

第七十九条 内閣総理大臣は、緊急性の認定に係る金融機関又は緊急性の認定に係る銀行持株会社等から第六十六条第一項の決議が得られなかった旨の同項若しくは第七十四条第十一項の規定による報告があつたとき又は同項に規定する期限までに同条第一項の承認の決議が得られなかったことを知つたときは、当該決議が得られなかった旨を公告しなければならない。

2 合併についての前項の規定による公告がされたときは、当該合併は合併の時にさかのぼつて効力を失う。ただし、存続金融機関、その株主（信用金庫若しくは信用金庫連合会、信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会にあつては会員とし、信用協同組合にあつては組合員とする。）及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

3 内閣総理大臣は、合併についての第一項の規定による公告をしたときは、存続金融機関については変更の登記を、消滅金融機関については回復の登記を各金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に嘱託するものとする。

4 営業譲渡等についての第一項の規定による公告がされたときは、当該営業譲渡等は営業譲渡等の時にさかのぼって効力を失う。ただし、営業の全部又は一部を譲り受けた金融機関及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

5 第二項又は前項の規定により合併又は営業譲渡等が効力を失ったときは、破綻金融機関の債務及び財産については、当該合併又は営業譲渡等が行われた時における当該破綻金融機関の債務及び財産の状況に回復するものとする。ただし、合併又は営業譲渡等の時ににおいて破綻金融機関が負担していた債務の額が第一項の規定による公告がされるまでの間に減少したときは、その減少した額について、救済金融機関は破綻金融機関に対し債権を取得する。

6 株式交換についての第一項の規定による公告がされたときは、当該株式交換は株式交換の時にさかのぼって効力を失う。ただし、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務並びに完全子会社となつた銀行等、その株主及び第三者の間に生じた権利義務に影響を及ぼさない。

7 内閣総理大臣は、株式交換についての第一項の規定による公告をしたときは、完全親会社となつた銀行等又は銀行持株会社等について、変更の登記を当該銀行等又は銀行持株会社等の本店及び支店の

所在地の登記所に嘱託するものとする。

8 機構は、第二項、第四項又は第六項の規定により合併、営業譲渡等又は株式交換が効力を失ったときは、これにより救済金融機関又は救済銀行持株会社等が被つた損失を補てんするものとする。

（商法等の準用）

第八十条 緊急性の認定に係る合併については、商法第四百十四条ノ二（銀行等の場合に限る。）及び第四百十五条（銀行等の場合にあつては、第三項に限る。）並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、第三百三十五条ノ七、第三百三十五条ノ八及び第四百十条の規定を準用する。この場合において、商法第四百十四条ノ二中「第四百十二条」とあるのは、「預金保険法第七十三条」と、「合併ノ日ヨリ」とあるのは、「同法第七十四条第一項ニ規定スル期限（当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限）ノ到来セル日ヨリ」と、同法第四百十五条第三項において準用する同法第一百五条第一項中「合併ノ日」とあるのは、「預金保険法第七十四条第一項ニ規定スル期限（当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限）ノ到来セル日」と読み替えるものとする。

2 緊急性の認定に係る合併で存続金融機関が銀行等であるものについては、商法第二百十五条第三項及び第四項、第二百六条並びに第二百十七条並びに非訟事件手続法第二百三十二条ノ三の規定を準用する。

3 緊急性の認定に係る合併又は営業譲渡等で信用金庫等を当事者と
するものについては、信用金庫法第五十八条第三項、中小企業等協
同組合法第五十七条の三第三項又は労働金庫法第六十二条第三項の
規定を準用する。

4 緊急性の認定に係る株式交換については、商法第三百六十条及び
第三百六十三条第一項並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項、
第三百三十二条ノ三、第三百三十五条ノ七及び第四百十条の規定を準用
する。この場合において、商法第三百六十条第一項及び第三百六十
三条第一項中、「株式交換ノ日ヨリ」とあるのは、「預金保険法第七
十四条第一項二規定スル期限（当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ
延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限）ノ到来セル日ヨリ」と
読み替えるものとする。

（商法等の適用除外）

第八十一条 緊急性の認定に係る合併、営業譲渡等又は株式交換につ
いては、緊急性の認定を受けた後は、商法第二百四十五条から第二
百四十五条ノ三まで、第二百四十五条ノ四後段、第三百五十三条第
一項及び第三項から第七項まで、第三百五十四条、第三百五十五条
、第三百五十九条、第三百六十条、第三百六十二条第一項及び第三
項、第三百六十三条第一項、第四百八条から第四百八条ノ三まで、
第四百十二条、第四百十四条、第四百十四条ノ二、第四百十五条第
三項並びに第四百十六条第一項から第三項まで及び第五項、商業登
記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第九十条、銀行法第三十三

第四章 預金等債権の買取り

(預金等債権の買取り)

第七十条 機構は、第五十七条第一項に規定する場合(第一種保険事故の発生した金融機関の預金者等の保護のため必要があると認める場合を含む。)には、委員会の議決を経て、同項各号に規定する保

条、第三十四条(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、協同組合による金融事業に関する法律第六条及び労働金庫法第九十四条において準用する場合を含む。)、及び第三十五条(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条、協同組合による金融事業に関する法律第六条及び労働金庫法第九十四条において準用する場合を含む。)、長期信用銀行法第十四条、信用金庫法第五十条第六項、第五十条の二、第五十八条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六十条、第六十一条、第六十三条(第五号に係る部分に限る。)、第七十一条、第七十七条第二項及び第三項並びに第八十一条、中小企業等協同組合法第五十五条の二第二項から第四項まで、第五十七条の三、第六十三条第一項及び第二項、第六十五条、第六十六条、第八十九条、第九十五条第二項及び第三項並びに第一百条並びに労働金庫法第六十二条第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第六十四条、第六十五条、第六十七条(第五号に係る部分に限る。)、第七十五条、第八十一条第二項及び第三項並びに第八十七条の規定は、適用しない。

第四章 預金等債権の買取り

(預金等債権の買取り)

第八十一条の二 機構は、第五十七条第一項に規定する場合には、委員会の議決を経て、同項各号に規定する保険事故に係る預金等債権(預金者等が当該保険事故の発生した金融機関に対して有する預金

險事故に係る預金等債権（預金者等が当該保険事故の発生した金融機関に対して有する預金等（政令で定める預金等を除く。）に係る債権であつて、担保権の目的となつていないものをいう。以下同じ。）の買取りをすることを決定することができる。

2 前項の買取りは、第七十二条第一項又は第三項の規定により公告した買取期間内に、前項の保険事故に係る預金者等が有する預金等債権を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額で買い取ることにより行ふものとする。ただし、機構は、その買取りに係る預金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額を当該預金者等に対して支払うものとする。

3 5 （略）

（概算払率）

第七十一条 機構は、前条第一項の決定においては、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取りの概算払率を定めるものとし、当該決定について内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

2 3 （略）

（買取りの公告等）

等（政令で定める預金等を除く。）に係る債権であつて、担保権の目的となつていないものをいう。以下同じ。）の買取りをすることを決定することができる。

2 前項の買取りは、第八十一条の四第一項又は第三項の規定により公告した買取期間内に、前項の保険事故に係る預金者等が有する預金等債権を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額で買い取ることにより行ふものとする。ただし、機構は、その買取りに係る預金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取りに要した費用として政令で定めるものの額を控除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額を当該預金者等に対して支払うものとする。

3 5 （略）

（概算払率）

第八十一条の三 機構は、前条第一項の決定においては、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取りの概算払率を定めるものとし、当該決定について内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

2 3 （略）

（買取りの公告等）

第七十二条 機構は、前条第一項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、預金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公告しなければならない。

2・3 (略)

4 機構は、第七十条第二項ただし書の規定による支払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

5 (略)

(課税関係)

第七十三条 預金者等がその有する預金等債権（第二条第二項第五号に掲げる預金等に係るものうち割引の方法により発行される債券に係るものを除く。以下この条において同じ。）について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額（以下この条において「概算払の金額」という。）が当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額（以下この条において「基準日における元本額」という。）以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は

第八十一条の四 機構は、前条第一項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、預金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払方法その他政令で定める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公告しなければならない。

2・3 (略)

4 機構は、第八十一条の二第二項ただし書の規定による支払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

5 (略)

(課税関係)

第八十一条の五 預金者等がその有する預金等債権について概算払額の支払を受けた場合には、当該概算払額の支払を受けた金額（以下この条において「概算払の金額」という。）が当該概算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政令で定める金額（以下この条において「基準日における元本額」という。）以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のうち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債権のうち元本の払戻しの額と、当該概算払の金額のうちその超える部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法（昭和四十年法律第三十

当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 預金 当該預金の利子

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金（所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。）

三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補てん金（所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金をいう。）

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

五 第二条第二項第五号に掲げる金銭 同号に規定する債券（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2 預金者等が第七十条第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る預金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該預金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該預金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該預金等債権に係

三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 預金 当該預金の利子

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金（所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。）

三 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補てん金（所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補てん金をいう。）

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

（新設）

2 預金者等が第八十一条の二第二項ただし書の規定による支払を受けた場合には、当該支払に係る預金等債権につき支払を受けた金額（以下この項において「精算払の金額」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とみなして、所得税法その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 精算払の金額と当該預金等債権に係る概算払の金額との合計額（次号において「精算払の金額と概算払の金額との合計額」という。）が、当該預金等債権に係る基準日における元本額以下である場合 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

二 精算払の金額と概算払の金額との合計額が当該預金等債権に係

る基準日における元本額を超え、かつ、当該預金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日における元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該預金等債権に係る概算払の金額が当該預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 金融整理管財人による管理

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第七十四条 内閣総理大臣(この項に規定する処分に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項、第四項(次条第一項において準用する場合

る基準日における元本額を超え、かつ、当該預金等債権に係る概算払の金額が当該基準日における元本額以下である場合 次に掲げる精算払の金額の区分に応じそれぞれ次に定める額

イ 当該精算払の金額のうち、当該基準日における元本額から当該概算払の金額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権のうち元本の払戻しの額

ロ 当該精算払の金額のうち、精算払の金額と概算払の金額との合計額から当該基準日における元本額を控除した金額に相当する金額 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

三 当該預金等債権に係る概算払の金額が当該預金等債権に係る基準日における元本額を超える場合 当該預金等債権に係る預金等の前項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額

3 前二項の規定の適用がある場合における租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二及び第四条の三の規定の特例その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

	合を含む。）、及び第五項、同条第一項、第七十七条第二項から第四項まで、第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第八十条、第八十四条第一項並びに第九十条において同じ。
	（）は、金融機関がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は金融機関がその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは金融機関が預金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）をすることができ。
	一 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること。
	二 当該金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行つている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。
2	内閣総理大臣は、金融機関からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認める旨の申出があつた場合において、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該金融機関に対し、管理を命ずる処分をすることができる。
3	前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該処分を受けた金融機関（破綻金融機関を除く。）は、破綻金融機関とみなす。

4 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 金融機関は、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。

（管理を命ずる処分の取消し）

第七十五条 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（株主の名義書換の禁止）

第七十六条 被管理金融機関が銀行等である場合において、内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

（金融整理管財人の選任等）

第七十七条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理金融機関を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、金融整理管財人に専属する。商法第二百四十七条（信用金庫法第四十九条、中小企業等協同組合法第五十四条及び労働金庫法第五十四条にお

（新設）

（新設）

（新設）

いて準用する場合を含む。）、商法第二百八十条ノ十五、第三百六十三條、第三百七十二條及び第三百八十條（信用金庫法第五十二條第三項（同法第五十八條第五項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第五十七條第三項（同法第五十七條の三第四項において準用する場合を含む。）及び労働金庫法第五十七條第三項（同法第六十二條第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、商法第四百十五條（信用金庫法第六十一条、中小企業等協同組合法第六十六條及び労働金庫法第六十五條において準用する場合を含む。）並びに商法第四百二十八條（信用金庫法第二十八條、中小企業等協同組合法第三十二條及び労働金庫法第二十八條において準用する場合を含む。）の規定による取締役（被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、理事。以下この章において同じ。）の権利についても、同様とする。

2 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の金融整理管財人を選任しなければならない。

3 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により金融整理管財人を選任した後においても、更に金融整理管財人を選任し、又は金融整理管財人が被管理金融機関の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、金融整理管財人を解任することができる。

4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項の規定により金融整理管財人を選任したとき又は同項の規定により金融整理管財人を解任したときは、被管理金融機関にその旨を通知するとともに、官報により

、これを公告しなければならない。

5 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第九十七条、第九十八条、第九十八条の四及び第二百八十五条の規定は金融整理管財人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七条第一項中「裁判所の許可」とあるのは、「内閣総理大臣（当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）の承認」と、同法第九十八条中「管財人代理」とあるのは、「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは、「内閣総理大臣の承認」と、同法第二百八十五条第一項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、「管財人代理」とあるのは、「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは、「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

第七十八条 法人は、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となることができる。

（新設）

2 機構は、金融整理管財人又は金融整理管財人代理となり、その業務を行うことができる。

（通知及び登記）

第七十九条 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理金融機関の本店

（新設）

又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理金融機関の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、金融整理管財人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。

(報告又は資料の提出)

第八十条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、金融整理管財人に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

(新設)

(金融整理管財人の調査等)

第八十一条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役、監査役(被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつては、監事。以下この章において同じ。)及び支配人(被管理金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあつては、参事)その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務に従

(新設)

事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理金融機関の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 金融整理管財人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（金融整理管財人等の秘密保持義務）

第八十二条 金融整理管財人及び金融整理管財人代理（以下この条において「金融整理管財人等」という。）は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。金融整理管財人等がその職を退いた後も、同様とする。

2 金融整理管財人等が法人であるときは、金融整理管財人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が金融整理管財人等の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

（被管理金融機関の経営者の破綻^{たん}の責任を明確にするための措置）

第八十三条 金融整理管財人は、被管理金融機関の取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 金融整理管財人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

（新設）

（新設）

（金融整理管財人と被管理金融機関との取引）

第八十四条 金融整理管財人は、自己又は第三者のために被管理金融機関と取引をするときは、内閣総理大臣の承認を得なければならぬ。この場合においては、民法第百八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。

（会社整理に関する商法の規定の不適用）

第八十五条 商法第三百八十一条第一項、第三百八十六条第一項（第一号及び第六号から第九号までを除く。）及び第二項（同条第一項第一号及び第九号に掲げる処分であつて職権とするものに係る部分を除く。）、第三百八十七条第一項、第三百八十八条から第三百九十一条まで、第三百九十七条並びに第三百九十八条（これらの規定を信用金庫法第六十二条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項及び労働金庫法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関については、適用しない。

（株主総会等の特別決議等に関する特例）

第八十六条 被管理金融機関における商法第二百十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百八十条ノ二第二項、第三百四十六条若しくは第三百七十五条第一項の規定による決議、同法第三百四十三条

（新設）

（新設）

（新設）

、第三百四十五条第二項、第三百五十三条第四項（同法第三百六十五条第三項において準用する場合を含む。）、第四百五条若しくは第四百八条第三項に規定する決議、信用金庫法第四十八条、中小企業等協同組合法第五十三条若しくは労働金庫法第五十三条の規定による議決又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第三項（第一号において準用する商法第四百八条第三項に係る部分に限る。

）若しくは金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第六項の規定による合併決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代（第三項において「株主等」という。）の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

2 被管理金融機関における商法第三百四十八条第一項、第三百五十三条第五項、第三百六十五条第二項若しくは第四百八条第四項の規定による決議又は金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第三項（同項のうち、第一号において準用する商法第四百八条第四項に係る部分及び第二号に係る部分に限る。）の規定による合併決議若しくは金融機関の合併及び転換に関する法律第七条第五項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすることができる。

3 第一項の規定により仮にした決議、議決又は合併決議（以下この項及び次項において「仮決議等」という。）があつた場合において、各株主等に対し、当該仮決議等の趣旨を通知し、当該仮決議等

の日から一月以内に再度の株主総会等（第六十六条第二項に規定する株主総会等をいう。次項及び次条第六項において同じ。）を招集しなければならない。

4 前項の株主総会等において第一項に規定する多数をもつて仮決議等を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議等をした事項に係る決議、議決又は合併決議があつたものとみなす。

5 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議又は合併決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項に規定する多数」とあるのは、「第二項に規定する多数」と読み替えるものとする。

（株主総会等の特別決議等に代わる許可）

第八十七条 銀行等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、商法第二百四十五条、第三百七十五条及び第四百五条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 営業の全部又は重要な一部の譲渡

二 資本の減少

三 解散

2 信用金庫等である被管理金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理金融機関は、信用金庫法第四十八条及び第五十八条第一項、中小企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第一項並びに労働金庫法第五十三条及び第六

（新設）

十二条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことができる。

一 解散

二 事業の譲渡

3 金融整理管財人は、商法第二百五十七条第一項（同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十八条第一項、中小企業等協同組合法第四十一条第一項及び労働金庫法第四十一条第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役又は監査役を解任することができる。

4 前項の規定により被管理金融機関の取締役又は監査役を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠くこととなるときは、金融整理管財人は、商法第二百五十四条第一項（同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。）、信用金庫法第三十二条第三項、中小企業等協同組合法第三十五条第三項及び労働金庫法第三十四条第三項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理金融機関の取締役又は監査役を選任することができる。

5 前項の規定により選任された被管理金融機関の取締役及び監査役は、選任時の属する営業年度の終了後最初に招集される定時総会又は通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選任することができるときは、通常総代会）の終結の時に退任する。

6 第一項から第四項までに規定する許可（以下この条及び次条にお

いて「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について株主総会等の決議又は議決があつたものとみなす。

7 代替許可に係る事件は、当該被管理金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

8 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理金融機関に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

9 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

10 代替許可の決定は、第八項の規定による被管理金融機関に対する送達が生じた時から、効力を生ずる。

11 代替許可の決定に対しては、株主、会員又は組合員は、第八項の公告のあつた日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

12 第七項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編（第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。）の規定を準用する。

（代替許可に係る登記の特例）

第八十八条 前条第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第一号に掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には

（新設）

、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（債権者保護手続の特例）

第八十九条 銀行等である被管理金融機関が資本減少の決議をした場合においては、預金者その他政令で定める債権者に対する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百条の規定による催告は、
、することを要しない。

（管理の終了）

第九十条 金融整理管財人は、管理を命ずる処分の日から一年以内に、被管理金融機関の営業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該管理を終えることができない場合には、内閣総理大臣の承認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。

第六章 破綻した金融機関の業務承継

（承継銀行の設立の決定）

第九十一条 内閣総理大臣は、被管理金融機関の業務承継（承継銀行が営業の譲受け等により業務を引き継ぎ、かつ、その業務を暫定的に維持継続することをいう。以下この章において同じ。）のため承継銀行を活用する必要があると認めるときは、次に掲げる決定を行

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

うことができる。

一 機構が被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行う承継銀行を子会社として設立する旨の決定

二 承継銀行が被管理金融機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行うべき旨の決定

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り消し、又は変更する決定を行うことができる。

3 金融整理管財人は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に第一項又は前項の規定による決定を行うことを求めることができる。

(承継銀行の設立等)

第九十二条 機構は、前条第一項又は第二項の規定による同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出資の内容について委員会の議決を経て、承継銀行となる株式会社の設立の発起人となり、及び当該設立の発起人となつた株式会社を子会社として設立するための出資をしなければならない。

2 機構は、前項に規定する場合のほか、承継銀行に対する出資を行うおうとするときは、委員会の議決を経なければならない。

3 機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(承継資産の確認)

(新設)

第九十三条 第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第

二号に掲げる決定があつたときは、当該被管理金融機関の金融整理
管財人は、同項の業務承継により承継銀行が引き継ぐべき当該被管
理金融機関の貸付債権その他の資産を選定し、内閣総理大臣に対し
、これらが承継銀行の保有する資産として適当であることの確認を
求めるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、円滑な
業務承継を図る観点及び承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を図
る観点から、同項の確認を行うものとする。

3 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の確認を行うための基準をあ
らかじめ定め、これを公表しなければならない。

4 前項の基準は、第二項の確認の対象となる債権に係る債務者の債
務の履行状況に関する基準を含むものでなければならない。

(承継銀行の経営管理)

第九十四条 機構は、承継銀行が次に掲げる事項を適確に実施できる
ようその経営管理を行わなければならない。

一 第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に
掲げる決定があつたときは、当該決定の対象とされた被管理金融
機関から業務を引き継ぐため営業の譲受け等を行うこと。

二 前条第二項の規定により承継銀行が保有する資産として適当で
あることの確認がされた資産を引き継ぐこと。

三 預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務の実施に際して

(新設)

(新設)

は、次項に規定する指針に従うこと。

2 機構は、承継銀行の預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務についての指針を次に定めるところにより作成し、内閣総理大臣の承認を受けた後、公表しなければならない。

一 当該指針は、預金等の受払事務、資金の貸付けその他の業務の暫定的な維持継続を図るといふ承継銀行の目的を踏まえ、前条第三項に規定する基準との整合性に配慮しつつ、承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点に立つて作成されるものであること。

二 当該指針は、承継銀行が資金の貸付けその他の業務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うことを内容として含むものであること。

3 機構は、承継銀行に対し、その経営に必要な指導及び助言を行うことができる。

（商法第二百四十六条の不適用）

第九十五条 商法第二百四十六条の規定は、機構が承継銀行の発行済株式の全部を所有する場合における第九十三条第二項の規定による確認がされた資産については、適用しない。

（経営管理の終了等）

第九十六条 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措

（新設）

（新設）

置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。

一 当該承継銀行の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）

二 当該承継銀行の営業の全部の譲渡

三 当該承継銀行の株式の譲渡（当該譲渡により当該承継銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。）

四 株主総会の決議による当該承継銀行の解散

2 機構は、前項本文の規定による経営管理の終了又は同項ただし書の規定による期限の延長をしようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

3 機構は、第一項の規定により承継銀行の経営管理を終了したとき又は承継銀行（承継銀行であつた銀行を含む。）の株式の譲渡その他の処分（同項第三号に掲げるものを除く。）を行つたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（承継協定）

第九十七条 機構は、承継銀行と次に掲げる事項を含む協定（以下この章において「承継協定」という。）を締結するものとする。

一 承継協定を締結した承継銀行（以下「協定承継銀行」という。

（新設）

(は、第九十四条第一項各号に掲げる事項を実施すること。

二 協定承継銀行は、機構が当該協定承継銀行の資産の買取りを行うことを機構に申し込むことができること。

三 協定承継銀行は、次条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

2 機構は、承継協定を締結したときは、直ちに、その承継協定の内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第九十八条 機構は、協定承継銀行から、協定承継銀行の業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定承継銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定承継銀行との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(損失の補てん)

第九十九条 機構は、承継協定の定めによる業務の実施により協定承継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した

(新設)

(新設)

金額があるときは、委員会の議決を経て、当該金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

（報告の徴求）

第百条 機構は、この章の規定による業務を行うため必要があるときは、承継銀行に対し、承継協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

（再承継金融機関等に対する資金援助）

第百一条 再承継を行う金融機関で承継銀行でない者（以下この条において「再承継金融機関」という。）又は再承継を行う銀行持株会社等（以下この条において「再承継銀行持株会社等」という。）は、機構が、再承継を援助するため、資金援助（第五十九条第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるものに限る。）を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 承継銀行と合併する金融機関が存続する合併
- 二 承継銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併
- 三 承継銀行がその営業の全部（当該承継銀行の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られる資産に係る部分を除く。）を他の金融機関に譲渡するもの
- 四 承継銀行の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による取得で当該承継銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するために必

（新設）

（新設）

要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一 前項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関の資産（当該合併前に承継銀行の資産であつたものに限る。）

二 前項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関の資産（当該合併前に承継銀行の資産であつたものに限る。）

三 前項第三号に掲げる営業の譲渡 同号の他の金融機関の資産で当該営業の譲渡により譲り受けたもの

四 前項第四号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた銀行の資産

4 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる再承継の区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

5 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一条第一項の規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、第五十九条第三項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、第六十一条中「合併等」とあるのは「再承継」と、「破綻金融機関」とあるのは「承継銀行」と、「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承

「継銀行持株会社等」と読み替えるものとする。

6 内閣総理大臣は、前項において準用する第六十一条第二項の申請が行われない場合においても、承継銀行が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該承継銀行及び他の金融機関又は当該承継銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、再承継（第二項第二号に掲げる合併を除くものとし、当該再承継が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資金援助が行われることが当該再承継を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

7 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項を除く。）及び第六十四条の二の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十七条の規定は再承継金融機関について、第六十八条の規定は再承継のための機構による資金援助について、それぞれ準用する。

この場合において、第六十二条第二項中「第五十九条第一項又は第五十九条の二第一項」とあるのは「第百一条第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第百一条第六項」と、同条第四項中「第四項から第七項まで」とあるのは「第四項、第六項及び第七項」と、同条第五項中「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承

「再承継」と、第六十四条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは「再承継」と、第六十四条の二第二項、第二項及び第四項中「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関」と、「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持株会社等」と、同条第二項、第六十五条及び第六十八条中「合併等」とあるのは「再承継」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 金融危機への対応

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

第二百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行つている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。） 当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による株式等の引受け等（以下この章において「第一号措置」という。）

二 破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関 当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の

（新設）

（新設）

資金援助（以下この章において「第二号措置」という。）

三 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債務を完済することができないもの 第百十一条から第百十九条までの規定に定める措置（以下この章において「第三号措置」という。）

2 内閣総理大臣は、労働金庫又は労働金庫連合会に対して認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

3 第三号措置に係る認定は、第二号措置によつては第一項の支障を回避することができないと認める場合でなければ、行うことができない。

4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る金融機関が第百五条第一項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

5 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る金融機関及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

6 内閣総理大臣は、認定を行ったときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。

（第一号措置に係る認定の取消し）

第百二条 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定を行った後、第百

（新設）

五条第三項の決定がされるまでの間に、当該認定に係る金融機関が前条第一項第二号に掲げる金融機関に該当することとなつたときは、会議の議を経て、当該認定を取り消すものとする。

2 前条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等）

第百四条 第一号措置に係る認定に係る金融機関は、次条第一項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第百一条第四項に規定する期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の金融機関から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、当該金融機関に係る認定を取り消すものとする。

3 第百一条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 内閣総理大臣は、第一号措置に係る認定に係る金融機関が第百一条第四項に規定する期限内に次条第一項の申込みを行わなかつた場合において、当該金融機関が当該期限内に第一項に規定する計画を提出しなかつたときは、当該認定を取り消すものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定により金融機関が提出した計画を適当と認めないときは、当該認定を取り消すものとする。

6 内閣総理大臣は、前二項の規定により第一号措置に係る認定を取

（新設）

り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

7 第百二条第二項、第五項及び第六項の規定は、第四項又は第五項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて準用する。

8 内閣総理大臣は、第四項又は第五項の規定により第一号措置に係る認定が取り消された場合において、当該取消しに係る金融機関がその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあるときは、第百二条第一項の規定にかかわらず、会議の議を経て、当該金融機関に対し、第二号措置に係る認定を行うことができる。

9 第百二条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する。

（株式等の引受け等の決定）

第百五条 機構は、第一号措置に係る認定が行われた場合において、当該認定に係る金融機関から第百二条第四項の規定により定められた期限内に第一号措置に係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項、第三項、第六項及び第七項、第百七条第二項、第百八条、第百九条並びに第百十条第一項において同じ。）に対し、当該金融機関と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 前項の申込みを行った金融機関は、内閣総理大臣に対し、経営の

（新設）

合理化のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の申込みに係る第一号措置を行つべき旨の決定をするものとする。

一 第一項の申込みに係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 前項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、当該金融機関の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

ハ 株主責任の明確化のための方策

4 前項第一号に規定する「取得株式等」とは、機構が第一号措置により取得した株式等（当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債が株式への転換が可能とされるものである場合にその転換により発行された株式及びこれについて分割又は併合された株式を含む。）をいう。

5 第三項第一号に規定する「取得貸付債権」とは、機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。

6 内閣総理大臣は、第三項の決定を行うときは、財務大臣の同意を

得なければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の決定を行つたときは、その旨を当該金融機関及び機構に通知しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第一項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、当該申込みをした金融機関が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。

9 第二百二条第二項、第五項及び第六項並びに前条第六項及び第八項の規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する。

（資本の減少を行う場合の特例）

第百六条 内閣総理大臣は、前条第一項の申込みが株式の引受けに係るものである場合において、必要があると認めるときは、当該申込みに係る同条第三項の決定において、資本の減少を当該株式の引受けの条件とすることができる。

2 第八十九条の規定は、前項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第三項の決定がされた場合における当該資本の減少について準用する。

3 第一項の規定により資本の減少を当該株式の引受けの条件とする前条第三項の決定がされた場合において、当該決定を受けた銀行等は、当該条件とされた資本の減少についての株主総会の決議を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、内閣総理大臣に、その旨

（新設）

を報告し、かつ、当該株主総会の議事録を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項に規定する場合において、同項の条件とされた資本の減少についての株主総会の決議を得られなかつたときは、当該銀行等について第一号措置に係る認定及び前条第三項の決定を取り消すものとする。

5 第二百一条第五項及び第六項並びに第二百四条第六項及び第八項の規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、同条第九項（第二百一条第二項に係る部分を除く。）の規定はこの項において準用する第二百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定について、前条第七項の規定は前項の規定により同条第三項の決定を取り消したときについて、それぞれ準用する。

（機構による株式等の引受け等）

第一百七条 機構は、第二百五条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、株式等の引受け等を行うものとする。

2 機構は、前項の規定に基づき株式等の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（計画の公表等）

第一百八条 内閣総理大臣は、第二百五条第三項の規定による決定をしたときは、同条第二項の規定により提出を受けた計画を公表するもの

（新設）

（新設）

とする。ただし、信用秩序を損なつおそれのある事項、当該計画を提出した金融機関の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該金融機関の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、機構が取得株式等（第一百五条第四項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（同条第五項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却、償還若しくは返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関に対し、同条第二項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

（取得株式等又は取得貸付債権の処分）

第一百九条 機構は、取得株式等若しくは取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、内閣総理大臣及び財務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

第一百十條 内閣総理大臣は、第一百二条第一項又は第一百四条第八項（第一百五条第九項及び第一百六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第七十四

（新設）

（新設）

条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに、当該認定に係る金融機関に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

2 前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該処分を受けた金融機関（破綻金融機関を除く。）は、破綻金融機関とみなす。

3 第六十四条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関を破綻金融機関として行う合併等に係る資金援助について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。
。この場合において、委員会は、当該資金援助が当該金融機関の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができる。

（特別危機管理銀行の株式の取得の決定）

第百十一条 内閣総理大臣は、第三号措置に係る認定と同時に、機構が当該認定に係る銀行等の株式を取得することの決定（次項において「特別危機管理開始決定」という。）をするものとする。

2 内閣総理大臣は、特別危機管理開始決定をしたときは、その旨を機構及び当該特別危機管理開始決定を受けた銀行等（以下「特別危機管理銀行」という。）に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

（株式の取得等）

（新設）

第百十二条 前条第二項の規定による公告があつた場合には、特別危

(新設)

機管理銀行の株式は、当該公告があつた時(以下この章において「
公告時」という。)に、機構が取得する。

2 前項の規定により機構が取得した株式に係る株券(端株券を含む
。)は、公告時において無効とする。

3 第一項の規定による株式の取得については、商法第二百五条第一
項及び第二百六条第一項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により機構が取得した株式を目的とする質権その他
の担保権は、公告時において消滅する。

(特別危機管理銀行の財務の公表)

第百十三条 内閣総理大臣は、第百十一条第二項の公告をしたときは

(新設)

、内閣府令・財務省令で定めるところにより、公告時における特別
危機管理銀行の資産及び負債の状況を公表するものとする。

(特別危機管理銀行の役員の選任及び解任の特例)

第百十四条 機構は、商法第二百五十四条第一項(同法第二百八十

(新設)

条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、内閣
総理大臣の指名に基づき、特別危機管理銀行の取締役及び監査役を
選任することができる。この場合において、特別危機管理銀行の取
締役又は監査役の変更の登記の申請書には、指名及び選任を証する
書面を添付しなければならない。

2 機構は、商法第二百五十七条第一項(同法第二百八十条第一項に

において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、特別危機管理銀行の取締役又は監査役を解任することができる。

（報告又は資料の提出等）

第百十五条 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別危機管理銀行に対し、その業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。

（特別危機管理銀行の経営者の破綻^{たん}の責任を明確にするための措置）

第百十六条 特別危機管理銀行は、その取締役若しくは監査役又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 特別危機管理銀行の取締役及び監査役は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。

（債権者保護手続の特例）

第百十七条 第八十九条の規定は、特別危機管理銀行が資本減少の決議をした場合について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（特別危機管理銀行に係る資金援助の特例）

第百十八条 特別危機管理銀行を破綻金融機関とする合併等（第五十九条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げるものに限る。第五項において同じ。）を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、同条第一項の規定にかかわらず、当該特別危機管理銀行と連名で、機構が当該特別危機管理銀行に対して資金援助（同項第一号に掲げるものに限る。第三項から第五項までにおいて同じ。）を行うことを機構に申し込むことができる。

2 第五十九条第六項及び第七項並びに第六十一条第一項の規定は前項の規定による申込みについて、同条第二項、第三項及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項から第三項まで及び第八項中「破綻金融機関」とあるのは、「特別危機管理銀行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 内閣総理大臣は、前項において準用する第六十一条第二項の申請が行われない場合においても、特別危機管理銀行が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該特別危機管理銀行及び他の金融機関又は当該特別危機管理銀行及び銀行持株会社等に対し、書面により、合併等（第五十九条第二項第一号及び第四号に掲げるものに限るものとし、当該合併等が行われることが預金者等その他の債権者の保護に資するものであり、

（新設）

かつ、機構による資金援助が行われることが当該合併等を行うために不可欠であるものに限る。）のあつせんを行うことができる。

4 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつせんについて、第六十四条（第二項及び第五項を除く。）の規定は第一項の規定による申込みについて、第六十五条及び第六十六条の規定は第二項において準用する第六十一条第一項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、第六十八条の規定は第一項の資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十二条第二項中、「第五十九条第一項又は第五十九条の第二項」とあるのは、「第一百八条第一項」と、同条第四項から第六項までの規定中、「第一項」とあるのは、「第一百八条第三項」と、同条第四項中、「第四項から第七項まで」とあるのは、「第六項及び第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 委員会は、第一項に規定する申込みに係る資金援助について前項において準用する第六十四条第一項の議決を行う場合において、当該資金援助が特別危機管理銀行の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができる。

第一百十九条 第一百条第三項の規定は、第五十九条第一項の規定による申込みに係る特別危機管理銀行を破綻金融機関として行つ合併等に係る資金援助について準用する。

（新設）

（第三号措置の終了）

第二百二十条 内閣総理大臣は、できる限り早期に、機構又は特別危機管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第三号措置を終えるものとする。

- 一 当該特別危機管理銀行と合併する金融機関が存続する合併（当該合併後に存続する法人が機構の子会社でないものに限る。）
- 二 当該特別危機管理銀行と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合併（当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）
- 三 当該特別危機管理銀行の営業の譲渡
- 四 当該特別危機管理銀行の株式の譲渡（当該譲渡により当該特別危機管理銀行が機構の子会社でなくなるものに限る。）

2 特別危機管理銀行は、前項第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるときは、内閣総理大臣にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

3 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。

4 機構は、第一項第四号に掲げる措置を講じたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（危機対応勘定）

第二百二十一条 機構は、第一百十条第三項（第一百十九条において準用す

（新設）

（新設）

る場合を含む。）又は第百十八条第五項の規定による決議に係る資金援助を行うときは、第四十条の二第二号に掲げる業務（以下「危機対応業務」という。）に係る勘定（以下「危機対応勘定」という。）から、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入れば、危機対応業務とみなす。

（負担金の納付等）

第百二十二条 金融機関は、次条第四項（第百二十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間、機構の危機対応業務の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない。

2 前項の公告がされたときは、金融機関は、当該公告において定められた期間に含まれる各営業年度の末日までに、機構に対し、内閣府令・財務省令で定める書類を提出して、負担金を納付するものとする。

3 第一項の負担金の額は、各金融機関につき、当該負担金を納付すべき日を含む営業年度の直前の営業年度の末日における負債（内閣府令・財務省令で定めるものを除く。）の額の合計額を十二で除し

（新設）

、これに当該負担金を納付すべき日を含む営業年度の月数を乗じて計算した金額に、次条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

4 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、第一項の負担金について準用する。

（負担金に係る決定）

第二百二十三条 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

一 第二百一十一条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額

二 取得株式等又は取得貸付債権につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

三 取得株式等又は取得貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額

五 その他政令で定める事項

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時（以下この項において「報告時」という。）の属する事業年度以後の各事業年度において前条第一項の規定により金融機関が納付すべき負担金（以下「負担金」という。）に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。

（新設）

らない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘案し、危機対応勘定の欠損金が負担金で賄われるように、かつ、特定の金融機関に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

一 第一項の報告に係る事業年度における同項各号に掲げる事項

二 金融機関の財務の状況

4 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 内閣総理大臣及び財務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定める必要があると認めるときは、機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

(負担率等の変更)

第二百二十四条 機構は、その借入金金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由（前条第一項各号に掲げる事項に係るものを除く。）により、負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなけ

(新設)

ればならない。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の報告に係る負担金の過不足を調整するために必要限度で、前条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

3 前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

（政府の補助）

第二百二十五条 政府は、負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、金融機関の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができる。

2 機構は、負担金が納付されない事業年度（前項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。）において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として内閣府令・財務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 前項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

（新設）

(借入金及び債券等)

第百二十六条 機構は、危機対応業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 第四十二条第四項及び第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れ又は債券の発行をする場合について準用する。

3 第一項の規定により発行される債券については、これを第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

第八章 雑則

(預金等の払戻しのための資金の貸付け)

第百二十七条 機構は、次に掲げる金融機関から預金等の払戻し（第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する預金等につき行つものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該預金等に係る同条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り

(新設)

第五章 雑則

(新設)

、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第七十四条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関

二 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

三 会社更生法第三十九条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三十三条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

四 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

五 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金融機関

六 商法第三百八十六条第一項（信用金庫法第六十二条、協同組合による金融事業に関する法律第六条の二第四項及び労働金庫法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による商法第三百八十六条第一項第十一号の管理の命令を受けた破綻金融機関

2 第六十四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定をしたときについて準用する。

3 第一項の規定により次の各号に掲げる金融機関に対してされた貸付けは、当該金融機関に係る破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定める決定より前にされたものとみなす。

一 第一項第二号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定
二 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関 当該再生手続開始

の決定

三 整理開始の命令を受けた破綻金融機関 当該整理開始の命令に係る決定

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十四条第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）

第二百二十八条 機構は、前条第一項各号に掲げる金融機関（同項第一号に掲げる金融機関にあつては、更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は整理開始の命令があつた後に限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 第六十四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による決定をしたときについて準用する。

（資産の買取り）

第二百二十九条 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、協定承継銀行又は特別危機管理銀行が保有する資産の買取りを行うことができる。

2 機構は、前項の規定による資産の買取りを行う場合には、内閣総

（新設）

（新設）

理大臣及び財務大臣があらかじめ定めて公表する基準に従わなければならない。

3 機構は、協定承継銀行又は特別危機管理銀行から第一項の資産の買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなければならない。

4 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

5 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をしたときは、当該協定承継銀行又は特別危機管理銀行との間で当該資産の買取りに関する契約を締結するものとする。

（信用金庫等の総会等の招集手続の特例）

第百三十条 適格性の認定等を受けた信用金庫等が行う営業譲渡等及びその実施に必要な定款の変更について議決するための当該信用金庫等の総会は、総会員（労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。）又は総組合員の同意があるときは、信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。この場合において、同項中「総会員（労働金

（新設）

庫にあつては、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。又は総組合員」とあるのは「総代の全員」と、「信用金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及び労働金庫法第四十九条」とあるのは「信用金庫法第五十条第五項において準用する同法第四十五条、中小企業等協同組合法第五十五条第六項において準用する同法第四十九条及び労働金庫法第五十五条第五項において準用する同法第四十九条」と読み替えるものとする。

（営業譲渡等における債権者保護手続の特例）

第百三十一条 第五十九条第二項第三号に掲げる営業譲渡等又は付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該営業譲渡等又は付保預金移転に係る債務の引受けは、当該営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受ける債務に係る債権者（第五項において「移転債権者」という。）の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 銀行法第三十四条及び第三十五条（これらの規定を長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る営業譲渡等については、適用しない。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る営業譲渡等又は付保預金移転がされたときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関は、その日から二週間以内に、当該営業譲渡等又は付保預金移転

（新設）

の内容の要旨及びこれに対し異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 前項の期間は、一月を下つてはならない。

5 移転債権者が第三項に規定する期間内に異議を述べたときは、当該移転債権者に係る債務の引受けは当該債務の引受けの時にさかのぼつてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

6 破綻金融機関の債権者（第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の破綻金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債権につき第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により弁済を受けることができないこととなつた金額があるときは、当該債権者は、救済金融機関に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

7 救済金融機関の債権者（第一項に規定する営業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該営業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害するお

それがないときは、この限りでない。

（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）

第三百三十二条 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に對してする營業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）（第四十六条、第四十九条第一項及び第七十一条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関（以下この条において「新受託者」という。）との間の營業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができ。）

2 新受託者は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型的信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第四項において「定型的信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れている移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた移転委託者（定型的信託であつて

（新設）

委託者が信託利益の全部を享受するものとして政令で定めるもの（次項及び第七項において「貸付信託等」という。）に係る移転委託者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転受益者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

5 第二項の期間内に異議を述べた移転受益者（貸付信託等に係る移転受益者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転委託者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

6 信託法第四十五条の規定は、前二項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

7 第二項の期間内に異議を述べた貸付信託等に係る移転受益者は、新受託者に対し、第一項の規定による更迭が行われなければ有したであろう公正な価格で自己の受益権を買い取することを請求することができる。

8 新受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益権をその固有財産をもつて買い取らなければならない。この場合において、信託法第九条及び貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第十一条の規定は適用しない。

9 商法第二百四十五条ノ三及び第二百四十五条ノ四並びに非訟事件手続法第二百二十六条第一項及び第二百三十二条ノ六の規定は、第七項の規定による請求について準用する。この場合において、商法第二百四十五条ノ三第一項から第三項までの規定中、「決議ノ日」とあるのは、「異議ヲ述ベタル日」と、同条第一項、第二項及び第五項中、「

株式」とあるのは「受益権」と、同条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「移転受益者」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条ノ二」とあるのは「預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百二十二条第七項」と、「株主」とあるのは「移転受益者」と、「第二百四十五条第一項二掲グル行為」とあるのは「営業又は事業ノ譲渡」と、非訟事件手続法第三百二十二条ノ六第一項中「及び第四百十三条ノ三第七項」とあるのは「第四百十三条ノ三第七項及び預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百二十二条第九項」と、同条第二項中「株主」とあるのは「移転受益者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

10 第一項の規定による更迭が行われた場合においては、信託法第五十五条第一項の規定による事務の引継ぎ（次項において「事務引継ぎ」という。）に移転受益者又は信託管理人が立ち会つことを要しない。

11 第一項の規定による更迭が行われた場合における事務引継ぎに移転受益者又は信託管理人が立ち会わなかつたときは、信託法第五十五条第二項の規定は適用しない。

（根抵当権の譲渡に係る特例）

第三百三十三条 被管理金融機関が承継銀行その他の金融機関（以下この条において「承継金融機関」という。）に対する営業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとするときは、当該被管理金融機関及び当該承継金融機関

（新設）

は、次に掲げる事項について異議のある根抵当権設定者は当該被管理金融機関に対し一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、又はこれを催告することができる。

一 当該被管理金融機関から当該承継金融機関に当該根抵当権が譲渡されること及びその期日

二 当該根抵当権の譲渡の後においても当該根抵当権が当該債権を担保すべきものとする。

2 前項の期間は、二週間を下つてはならない。

3 第一項の公告又は催告に係る根抵当権設定者が同項各号に掲げる事項について同項の期間内に異議を述べなかつたときは、同項第一号に掲げる事項について当該根抵当権設定者の承諾が、同項第二号に掲げる事項について当該根抵当権設定者と同項の公告又は催告に係る承継金融機関の合意が、それぞれあつたものとみなす。

4 根抵当権設定者が第一項各号に掲げる事項の一部について異議を述べたときは、同項各号に掲げる事項の全部について異議を述べたものとみなす。

5 前各項の規定は、承継銀行又は特別危機管理銀行が他の金融機関に対する営業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。

（根抵当権移転登記等の申請手続の特例）

第百三十四条 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の移転の登記の申請書には、公告又は

（新設）

催告をしたこと及び根抵当権設定者が同条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の期間内に異議を述べなかつたことを証する書面を添付しなければならない。

2 前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の場合における根抵当権の担保すべき債権の範囲に譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権の変更の登記は、申請書に前項に規定する書面を添付したときは、根抵当権者のみで申請することができる。

（課税の特例）

第百三十五条 第七十九条の規定による登記については、登録免許税を課さない。

2 承継銀行が第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行う被管理金融機関の営業の譲受け等（次項において「決定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるもの限り、登録免許税を課さない。

3 承継銀行が決定に基づく譲受け等により取得した土地又は土地の上に存する権利（第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたものに限る。）の

（新設）

譲渡（租税特別措置法第六十二条の三第二項第一号イに規定する譲渡をいい、同号ニに掲げる行為を含む。）は、承継銀行（当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、承継銀行と合併する被管理金融機関を含む。）に係る同条及び同法第六十三条の規定の適用については、同法第六十二条の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当しないものとする。

（報告又は資料の提出）

第百三十六条 内閣総理大臣（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。次項及び次条において同じ。）

（は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、金融機関（代理店を含む。）に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該金融機関の子会社（当該金融機関が銀行である場合には銀行法第二条第八項に、長期信用銀行である場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、信用金庫又は信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十条第六項に、信用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項に、労働金庫又は労働金庫連合会である場合には労働金庫法第三十四条第五項にそれぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は当該金融機関から業務の委

（新設）

託を受けた者に対し、当該金融機関の業務又は財産の状況に関し参
考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 金融機関の子会社又は金融機関から業務の委託を受けた者は、正
当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒
むことができる。

（立入検査）

第三百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するた
め必要があると認めるときは、当該職員に金融機関（代理店を含む
。）の営業所（信用金庫等にあつては、事務所）その他の施設に立
ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿
書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う
場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度にお
いて、当該職員に当該金融機関の子会社又は当該金融機関から業務
の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関に対する質問
若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の
物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携
帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならな
い。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認めら
れたものと解してはならない。

（新設）

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関の子会社又は金融機関から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（次に掲げる事項を調査するために行つものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

一 第五十条第一項の規定による保険料の納付が適正に行われていること。

二 第五十五条の二第四項に規定する措置が講ぜられていること。

三 第七十一条第二項の預金等債権について弁済を受けることができるの見込まれる額

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

（政令への委任）

第百三十八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（権限の委任）

第百三十九条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

（政令への委任）

第八十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

（権限の委任）

第八十三条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを除き、この法律による権限を金融庁長官に委任する。

一〇四（略）

- 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（経過措置）

第百四十条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第九章 罰則

第百四十一条 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に^三関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に^三関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 。金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合において、その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に^三関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を収受さ

一〇四（略）

- 2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（新設）

第六章 罰則

（新設）

せ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる金融整理管財人若しくは金融整理管財人代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百四十二条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百四十三条 第百三十六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第百三十七条第一項、第二項又は第六項の規定による当該職員又は機構の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第百四十四条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）又は第八十二條の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

（新設）

第八十四条 第二十二條（第三十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百四十五条 破綻金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 被管理金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十一条第一項（第七十七条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第八十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、前項と同様とする。

（削る）

（削る）

第八十四条の二 破綻金融機関の取締役若しくは理事、監査役若しくは監事若しくは支配人若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第八十五条 第六十九条第六項に規定する異議の申出に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第八十六条 前条第一項の場合において、收受した財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十四条の二第四項（第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）、第一百条又は第百八条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十条又は第百十五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第百四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六条第四項（第五十七条第五項及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第六十四条第三項（第六十九条第四項、第一百一条第七項、第百八条第四項、第百二十七条第二項及び第百二十八条第二項において準用する場合を含む。）、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第九十七条第二項、第九十八条第二項、第百七条第二項、第百九条第二項、第百二十条第四項、第百二十三条第一項又は第百二十九条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

（新設）

第八十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十六条第四項（第五十七条第五項及び第八十一条の四第五項において準用する場合を含む。）、又は第六十四条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百四十八条 第三十七条第一項又は第五十五条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

(削る)

(削る)

第八十八条 第三十七条第一項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第八十九条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して同条の刑を科する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした金融機関又は銀行持株会社等の取締役又は理事（第七十一条第一項ただし書の規定によりいまだ合併を行っていないものとみなされる存続金融機関の取締役又は理事及びなお存続しているものとみなされる消滅金融機関の取締役又は理事を含む。）は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十条第一項の規定に違反して、緊急性の認定に係る合併、営業譲渡等又は株式交換を行うことを拒み、又は妨げたとき。

二 第七十条第二項の規定又は同条第三項において準用する商法第四百十四条第二項の規定による登記を怠つたとき。

三 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

四 第七十三条第四項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

五 第七十四条第九項の規定、同条第十項において準用する商法第

第四百四十九条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四百三十三条 二億円以下の罰金刑

二 第四百四十六条又は第四百四十八条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

四百八条ノ二第二項の規定、第八十条第一項において準用する同法第四百十四条ノ二の規定又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条の規定に違反して、第七十四条第九項、第八十条第一項において準用する同法第四百十四条ノ二第一項又は第八十条第四項において準用する同法第三百六十条第一項に規定する書類を備えて置かず、正当な理由がないのにその閲覧を拒み、又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

（新設）

第百五十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

(新設)

をした金融機関又は銀行持株会社等の取締役又は理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第七十四条第五項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

三 第七十七条第二項の規定により選任された金融整理管財人に事務の引渡しをしないとき。

四 第三百三十一条第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

2 金融整理管財人が、第七十五条の規定により管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理金融機関の取締役若しくは理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 銀行 商法第四百九十八条第一項各号又は銀行法第六十五条各号

二 長期信用銀行 商法第四百九十八条第一項各号又は長期信用銀行法第二十七条各号

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む金融機関 同法第十条各号

四 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法第九十一条第一項各号

五 信用協同組合又は信用協同組合連合会 協同組合による金融事業に関する法律第十二条第一項各号

六 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法第一百一条第一項各号

4 信用協同組合又は信用協同組合連合会の金融整理管財人は、中小企業等協同組合法第百十五条各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第百五十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二・三 (略)

四 第四十条第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

五・七 (略)

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二・三 (略)

四 第四十条第一項又は第二項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五・七 (略)

八 第五十五条第三項及び第四項、第五十九条第七項（第五十九条の二第三項（第六十九条第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条第四項、第一百一条第五項及び第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十条第三項、第六十一条第七項（第六十二条第四項（第一百一条第七項及び第一百十八条第四項において準用する場合を含む。）、第一百一条第五項及び第一百十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条第四項（第一百一条第七項及び第一百十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第一百二十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第一百五十二条 第六条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（保険金の額の特例）

第六条の二 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに発生した保険事故（附則第十六条第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第十七条第四項に規定する預金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。）に限り、保険金の額は、第五十四条の規定にかかわらず、当該保険事故が発生した金融機関の各預金者等につき、次の各

八 第五十五条第三項及び第四項、第五十九条第六項、第六十条第三項、第六十一条第七項（第六十二条第四項において準用する場合を含む。）、第六十六条第四項又は第七十四条第十二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第九十二条 第六条第二項の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

（新設）

号に掲げる預金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該金融機関に対して有する預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条において同じ。）に係る債権（その者が第五十三条第一項の請求をした時において現に有するもの）同条第四項の仮払金の支払又は第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る。以下この項において同じ。）のうち当該各号に定める合算額に相当する金額とする。

一 預金等のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める預金（以下この項において「特定預金」という。）当該特定預金に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

二 特定預金以外の預金等（以下この条において「その他預金等」という。）当該その他預金等に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

2 前項第二号に規定する元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が保険基準額を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、その他預金等につき、第五十四条第二項各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本と

する。

3 保険事故に係る預金者等が当該保険事故について第五十三条第四項の仮払金の支払を受けている場合又は第二百二十七条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる預金等の区分ごとに、前二項の規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る預金等の払戻しを受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

（保険料の額の特例）

第六条の二の二 平成十三年四月一日に開始する営業年度に納付する保険料の額は、第五十一条第一項の規定にかかわらず、各金融機関につき、当該営業年度の直前の営業年度の末日における預金等（外貨預金その他の政令で定める預金等を除く。以下この条において同じ。）のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める預金（以下この条において「特定預金」という。）の額の合計額及び特定預金以外の預金等（以下この条において「その他預金等」という。）の額の合計額をそれぞれ十二で除し、これに平成十三年四月一日に開始する営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て、特定預金及びその他預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。

2 平成十四年四月一日に開始する営業年度に納付する保険料の額は、第五十一条第一項の規定にかかわらず、各金融機関につき、当該

（新設）

営業年度の直前の営業年度の各日（銀行法第十五条第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する休日を除く。）における特定預金の額の合計額を平均した額及びその他預金等の額の合計額を平均した額をそれぞれ十二で除し、これに平成十四年四月一日に開始する営業年度の月数を乗じて計算した金額に、機構が委員会の議決を経て、特定預金及びその他預金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。

（業務の特例）

第六条の二の三 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七条まで及び附則第八条の二第一項の規定による業務を行うことができる。

（協定銀行に係る業務の特例）

第七条 機構は、破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた営業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施

（業務の特例）

第六条の二 機構は、当分の間、第三十四条に規定する業務のほか、次条から附則第七条まで及び附則第八条の二第一項の規定による業務を行うことができる。

（協定銀行に係る業務の特例）

第七条 機構は、破綻金融機関との合併により承継し、又は破綻金融機関から譲り受けた営業の整理を行い、並びに破綻金融機関又は特別資産譲受人等から買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行（第二条第一項第一号に掲げる銀行をいう。以下この条及び次条において同じ。）と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業務を行うことがで

するため、次の業務を行うことができる。

一、四（略）

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、協定銀行が協定の定めにより承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六・七（略）

2（略）

（協定）

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、営業の譲受け等について第六十二条第一項、第一百条第六項又は第一百八条第三項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該営業の譲受け等を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該

きる。

一、四（略）

五 協定銀行の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施を確保するとともに、第二号の二の協定銀行からの金銭の納付を的確に行わせるため、協定銀行が協定の定めにより破綻金融機関若しくは特例資産譲受人等から承継し、又は取得した貸付債権その他の財産（以下「譲受債権等」という。）に係る債権のうち、その債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び次号並びに次条第一項第七号及び第八号において同じ。）が隠ぺいされているおそれがあるものその他その債務者の財産の実態を解明することが特に必要であると認められるものについて、当該債務者の財産の調査を行うこと。

六・七（略）

2（略）

（協定）

第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日まで間に破綻金融機関との合併又はその営業の全部若しくは一部の譲受けについて第六十二条第一項の規定による内閣総理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当該合併又は営業の全部若しくは一部の譲受け（以下「営業の譲受け等」と

あつせんに係る破綻金融機関等と合併し、その営業を譲り受け、又はその預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等の営業又は預金等に係る債務に係る整理回収業務を行うこと。

二 協定銀行は、機構から附則第十条第一項の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わつて買い取り、その買い取つた資産に係る整理回収業務を行うこと。

二の二 協定銀行は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

いう。）を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助について機構との間で契約を締結したときは、当該あつせんに係る破綻金融機関と合併し、又はその営業の全部若しくは一部を譲り受けて、当該破綻金融機関の営業に係る整理回収業務を行うこと。

二 協定銀行は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日まで
の間に機構から附則第十条第一項の規定による破綻金融機関の資産又は特例資産譲受人等の資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わつて買い取り、その買い取つた資産に係る整理回収業務を行うこと。

二の二 協定銀行は、毎事業年度、イ及びロに掲げる金額の当該事業年度の合計額から八に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、当該残額に相当する金額を、当該金額及びこの号の規定により既に納付した金額の合計額が第一号の規定による資金援助又は附則第十条の二の規定による損失の補てんを受けた額のうち当該資金援助又は当該損失の補てんのための附則第十九条の三第一項の規定による特例業務基金の使用に係る金額の合計額に達するまでを限り、当該事業年度の終了後三月以内に機構に納付すること。

イ 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を上回る金額で回収を行ったことその他の政令で定める事由により利益が生じたときは、当該利益の金額として政令で定める金額

三十八（略）
（削る）

九・十（略）
二・三（略）

（特別協定）

第八条の二 機構は、協定銀行と特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号）第三条第一項第二号に規定する債権処理会社（次項第一号において「債

口 譲受債権等のそれぞれにつき八に規定する損失が生じた場合において、当該損失が生じた事業年度の翌事業年度以後に当該損失の生じた譲受債権等の全部又は一部の回収を行ったことその他の政令で定める事由により当該損失が減少をしたときは、当該減少をした損失の金額として政令で定める金額

八 譲受債権等のそれぞれにつきその取得価額を下回る金額で回収を行ったことその他の政令で定める事由により損失が生じたときは、当該損失の金額として政令で定める金額

三十八（略）

八の二 協定銀行は、前号に定めるものを除くほか、譲受債権等に係る債権の取立てを、あらかじめ機構の承認を受けて特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成八年法律第九十三号。以下「特定住專債権等処理法」という。）第三条第一項第二号に規定する債権処理会社（次条において「債権処理会社」という。）に委託する場合を除き、弁護士以外の者に委託してはならないこと。

九・十（略）
二・三（略）

（特別協定）

第八条の二 機構は、協定銀行と債権処理会社との合併（以下この条及び附則第十一条において「特別合併」という。）に関する協定（以下この条及び附則第十一条において「特別協定」という。）を協

権処理会社」という。）との合併（以下この条及び附則第十一条において「特別合併」という。）に関する協定（以下この条及び附則第十一条において「特別協定」という。）を協定銀行と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

2・3（略）

（資産の買取りの委託等）

第十条 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて資産の買取りを行うことを委託することができる。

一 第六十四条第一項（第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合

二 第二百二十九条第三項の規定により協定承継銀行又は特別危機管理銀行の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

三 附則第六条の三第二項の規定により特例資産譲受人等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合

2・3（略）

4 機構が協定銀行との間で前項の委託（第一項第一号又は第二号に掲げる場合に係るものに限る。）に関する契約を締結したときは、第六十四条第四項（第六十九条第四項及び第一百一条第七項において準用する場合を含む。）及び第二百二十九条第五項の規定にかかわらず、資産の買取りに関する契約は、協定銀行が資産保有金融機関（

定銀行と締結し、及び当該特別協定を実施するため、特別合併に必要な措置を講ずることができる。

2・3（略）

（資産の買取りの委託等）

第十条 機構は、協定の締結の日から平成十三年三月三十一日までの間に第六十四条第一項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合又は附則第六条の三第二項の規定により特例資産譲受人等の資産の買取りを行う旨の決定をする場合には、協定銀行に対し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2・3（略）

4 機構が協定銀行との間で前項の委託に関する契約を締結したとき（第六十四条第一項の規定により破綻金融機関の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合に限る。）は、第一項の決定に係る資金援助のうち破綻金融機関の資産の買取りに関する契約は、第六十四条第四項の規定にかかわらず、協定銀行が当該破綻金融

破綻金融機関、合併等若しくは第百一条第二項に規定する再承継により破綻金融機関若しくは承継銀行の資産を取得した者、協定承継銀行又は特別危機管理銀行であつて、当該資産を保有している金融機関をいう。次項において同じ。）との間で締結するものとする。

5 前項の規定により協定銀行が資産保有金融機関（破綻金融機関又は合併等若しくは第百一条第二項に規定する再承継により破綻金融機関若しくは承継銀行の資産を取得した者に限る。）との間で前項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十四条第四項（第百一条第七項において準用する場合を含む。）の規定により機構が当該資産保有金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条（第百一条第七項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

6 機構が協定銀行との間で第三項の委託（第一項第三号に掲げる場合に係るものに限る。）に関する契約を締結したときは、第一項の決定に係る特例資産譲受人等の資産の買取りに関する契約は、附則第六条の三第五項の規定にかかわらず、協定銀行が当該特例資産譲受人等との間で締結するものとする。

（損失の補てん）

第十条の二 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において当該損失の補てんを行うことができ

機関との間で締結するものとする。この場合において、当該資産の買取りに関する契約は、同項の規定により機構が当該破綻金融機関との間で締結したものとみなして、第六十五条の規定を適用する。

（新設）

5 機構が協定銀行との間で第三項の委託に関する契約を締結したとき（附則第六条の三第一項の規定による特例資産譲受人等の資産の買取りを行う場合に限る。）は、第一項の決定に係る特例資産譲受人等の資産の買取りに関する契約は、同条第五項の規定にかかわらず、協定銀行が当該特例資産譲受人等との間で締結するものとする。

（損失の補てん）

第十条の二 機構は、毎事業年度、協定銀行の各事業年度において、第一号に掲げる金額の当該事業年度の合計額から第二号に掲げる金額の当該事業年度の合計額を控除してなお残額があるときは、協定

る。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる営業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 （略）

（債権の取立ての権限）

第十五条 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行う場合には、協定銀行のために自己の名をもつて、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

（削る）

銀行に対し当該残額に相当する額の損失の補てんを行うことができる。

一 附則第八条第一項第二号の二八に掲げる金額

二 附則第八条第一項第二号の二イ及びロに掲げる金額

（資金の貸付け及び債務の保証）

第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる営業の譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金の払戻し若しくは協定の定めによる破綻金融機関の資産若しくは特例資産譲受人等の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 （略）

（債権の取立ての権限）

第十五条 機構は、附則第七条第一項第六号に掲げる業務を行う場合には、協定銀行のために自己の名をもつて、協定銀行から委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

2 附則第八条第一項第八号の二に規定する債権処理会社は、協定銀

(資金援助の特例)

第十六条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第五十九条第一項若しくは第四項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払（第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に基づいてするものをいう。）を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十四条第一項の規定による決定に先立つて、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。

25 (略)

6 第一百十条第三項（第一百十九条において準用する場合を含む。）の規定は、第一項の規定による報告があつた場合における当該報告に係る資金援助については適用しない。

(預金等債権の買取りの特例)

第十七条 機構は、平成十四年三月三十一日までを限り、第七十条第一項の規定により預金等債権の買取りをすることを決定しようとする

行から同号の規定に基づき譲受債権等に係る債権の取立ての委託を受けたときは、協定銀行のために自己の名をもつて、当該委託を受けた債権の取立てに関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

(資金援助の特例)

第十六条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第五十九条第一項若しくは第四項又は第六十条第一項の規定による申込みがあつた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第六十四条第一項の規定による決定に先立つて、内閣総理大臣及び財務大臣にその旨を報告しなければならない。

25 (略)

(新設)

(預金等債権の買取りの特例)

第十七条 機構は、平成十三年三月三十一日までを限り、第八十一条の二第一項の規定により預金等債権の買取りをすることを決定しよ

るときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた預金等債権の買取りに係る概算払率が第七十一条第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率（以下「特別払戻率」という。）を定めて、これを機構に通知しなければならない。

3 第七十一条第三項及び前条第四項の規定は、内閣総理大臣及び財務大臣が前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする預金等債権の買取り（以下「預金等債権の特別買取り」という。）に係る第七十条第一項の規定による決定をしたときは、第七十一条第一項の規定による認可を受けることを要しない。

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一、二の二（略）

三 附則第七条第一項に規定する業務（平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で定めるものを除く。）

三の二、五（略）

うとするときは、あらかじめその旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、当該報告のされた預金等債権の買取りに係る概算払率が第八十一条の三第二項の規定に基づき定められたならば信用秩序の維持に重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、信用秩序の維持のために必要と認められる概算払率（以下「特別払戻率」という。）を定めて、これを機構に通知しなければならない。

3 第八十一条の三第三項及び前条第四項の規定は、内閣総理大臣及び財務大臣が前項の特別払戻率を定める場合について準用する。

4 機構は、概算払率を特別払戻率とする預金等債権の買取り（以下「預金等債権の特別買取り」という。）に係る第八十一条の二第一項の規定による決定をしたときは、第八十一条の三第一項の規定による認可を受けることを要しない。

（区分経理）

第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特例業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

一、二の二（略）

三 附則第七条第一項に規定する業務

三の二、五（略）

2 機構は、特別資金援助を行うときは、一般勘定から、当該特別資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払（第五十四条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に基づいてするものをいう。）を行うときに要すると見込まれる費用に相当する金額を、特例業務勘定に繰り入れるものとする。

（特別保険料等）

第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十三年度までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務（前条第一項に規定する業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

2・3 （略）

4 機構は、第五十条第二項（第二百二十二条第四項及び第二項において準用する場合を含む。）に定めるところによるほか、第五十条第一項若しくは第二百二十二条第一項の規定又は第一項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、協定銀行の保険料、負担金及び同項の特別保険料を免除することができる。

（借入金及び債券の特例並びに政府保証）

第二十条 機構は、第四十二条第一項又は第二項の規定によるほか、附則第十八条第一項第一号から第三号の二までに掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融

2 機構は、特別資金援助を行うときは、一般勘定（特例業務勘定及び政令で定める特別の勘定以外の勘定をいう。以下同じ。）から、当該特別資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用に相当する金額を、特例業務勘定に繰り入れるものとする。

（特別保険料等）

第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十二年度までの間、第五十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務（前条第一項に規定する業務をいう。以下同じ。）の実施に要する費用に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。

2・3 （略）

4 機構は、第五十条第二項（第二項において準用する場合を含む。）に定めるところによるほか、同条第一項の規定又は第一項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、協定銀行の保険料及び同項の特別保険料を免除することができる。

（借入金及び債券の特例並びに政府保証）

第二十条 機構は、第四十二条第一項又は第三項の規定によるほか、附則第十八条第一項第一号から第三号の二までに掲げる業務を行うために必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融

機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）し、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 第四十二条第四項及び第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れ又は債券の発行をする場合について準用する。

3 第一項の規定により発行される債券については、これを第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（特例業務勘定の廃止）

第二十一条 機構は、平成十四年度末において、特例業務勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

2 機構は、前項の規定により特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させた後に、特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、附則第七条第一項第二号の二の規定による金銭の収納（附則第十八条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）をしたとき、又は特別資金援助に係る資産の買取り若しくは特例資産譲受人等からの資産の買取りにより機構が取得した資産（以下この項において「特定資産」という。）につき政令で定める事由により利益が生じたときは、その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額（特定資

機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）し、又は債券の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2 第四十二条第二項及び第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れ又は債券の発行をする場合について準用する。

3 第一項の規定により発行される債券については、これを第四十二条第三項の規定により発行される債券とみなして、同条第四項から第八項までの規定を適用する。

（特例業務勘定の廃止）

第二十一条 機構は、平成十三年度末において、特例業務勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、その廃止の際特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。

2 機構は、前項の規定により特例業務勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させた後に、特例業務基金の使用に係る金額の返還がされたとき、附則第七条第一項第二号の二の規定による金銭の収納をしたとき、又は特別資金援助に係る資産の買取り若しくは特例資産譲受人等からの資産の買取りにより機構が取得した資産（以下この項において「特定資産」という。）につき政令で定める事由により利益が生じたときは、その返還がされた金額、その収納をした金銭の額及びその生じた利益の金額として政令で定める金額（特定資産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該

産につき政令で定める事由により損失が生じているときは、当該利益の金額から当該損失の金額として政令で定める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならぬ。

（課税の特例）

第二十二條 協定銀行が協定の定めにより附則第八條第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の営業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う資産の買取り（以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二條の三第二項第一号イに規定する譲渡をいい、同号ニに掲げる行為を含む。）は、協定銀行（当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、協定銀行と合併する破綻金融機関等を含む。）に係る同条及び同法第六十三條の規定の適用については、同法第六十二條の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等には該当

利益の金額から当該損失の金額として政令で定める金額の合計額（この項の規定により既に利益の金額から控除した金額を除く。）を控除した残額）を、基金使用額から前条の規定により国庫に納付した金額を控除して得た金額に達するまでを限り、国庫に納付しなければならぬ。

（課税の特例）

第二十二條 協定銀行が協定の定めにより附則第八條第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関の営業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う破綻金融機関の資産若しくは特例資産譲受人等の資産の買取り（以下この条において「協定に基づく譲受け等」という。）により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

2 協定銀行が協定に基づく譲受け等により取得をした土地又は土地の上に存する権利の譲渡（租税特別措置法第六十二條の三第二項第一号イに規定する譲渡をいい、同号ニに掲げる行為を含む。）は、協定銀行（当該土地又は土地の上に存する権利の譲渡が同号ニに掲げる行為の場合にあつては、協定銀行と合併する破綻金融機関等を含む。）に係る同法第六十二條の三及び第六十三條の規定の適用については、同法第六十二條の三第二項第一号に規定する土地の譲渡等

しないものとする。

（法律の適用）

第二十三条 附則第十八条第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

一 （略）

二 第四十条の二の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同条第一号に掲げる業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第四十条の二第一号に掲げる業務とみなす。

三 第四十二条の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同条第一項に規定する業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

四 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第六条の第三項、第六条の四第一項、第七条第一項及び第八条の二第一項に規定する機構の業務（附則第七条第一項に規定する機構の業務にあつては、附則第十八条第一項第三号に掲げるものに限る。）並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十一条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

（削る）

には該当しないものとする。

（法律の適用）

第二十三条 附則第十八条第一項の規定により特別の勘定が設けられている場合には、次に定めるところによる。

一 （略）

（新設）

二 第四十二条第一項の規定の適用については、特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは同項に規定する業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

三 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第六条の第三項、第六条の四第一項、第七条第一項及び第八条の二第一項に規定する機構の業務並びに特別資金援助及び預金等債権の特別買取りは第五十一条第二項に規定する機構の業務に該当しないものとみなし、附則第十八条第二項の規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れは第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

四 特定住専債権等処理法第九条第三項の規定の適用については、

2 附則第六条の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。	一 第十五条の規定の適用については、同条中「<u>次章、第四章及び第六章から第八章まで</u>」とあるのは、「<u>次章、第四章、第六章から第八章まで</u>、附則第六条の三、附則第八条から第十条まで（附則第八条の二を除く。）及び附則第十一条」とする。
二 第一百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「<u>第三十四条</u>」とあるのは、「<u>第三十四条及び附則第六条の三第一項</u>」とする。	3 附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。
一 第十五条の規定の適用については、同条中「<u>次章、第四章及び第六章から第八章まで</u>」とあるのは、「<u>次章、第四章、第六章から第八章まで及び附則第六条の四</u>」とする。	二 第一百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「<u>第三十四条</u>」とあるのは、「<u>第三十四条及び附則第六条の四第一項</u>」とする。
4 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。	一 第十五条の規定の適用については、同条中「<u>次章、第四章及び第六章から第八章まで</u>」とあるのは、「<u>次章、第四章、第六章か</u>
同項中「<u>第三十四条に規定する業務に係る勘定</u>」とあるのは、「<u>附則第十八条第二項に規定する一般勘定</u>」とする。	2 附則第六条の三第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。
一 第十五条の規定の適用については、同条中「<u>次章及び第四章</u>」とあるのは、「<u>次章、第四章、附則第六条の三、附則第八条から第十条まで（附則第八条の二を除く。）及び附則第十一条</u>」とする。	二 第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「<u>認可</u>」とあるのは、「<u>認可又は承認</u>」と、同条第三号中「<u>第三十四条</u>」とあるのは、「<u>第三十四条及び附則第六条の三第一項</u>」とする。
3 附則第六条の四第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。	一 第十五条の規定の適用については、同条中「<u>次章及び第四章</u>」とあるのは、「<u>次章、第四章及び附則第六条の四</u>」とする。
二 第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「<u>認可</u>」とあるのは、「<u>認可又は承認</u>」と、同条第三号中「<u>第三十四条</u>」とあるのは、「<u>第三十四条及び附則第六条の四第一項</u>」とする。	4 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、次に定めるところによる。
一 第十五条の規定の適用については、同条中「<u>次章及び第四章</u>」とあるのは、「<u>次章、第四章、附則第八条から第十条まで及び附</u>	

ら第八章まで、附則第八条から第十条まで及び附則第十一条」とする。

二 第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務及び附則第七条第一項に規定する業務（平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で定めるものに限る。）に係る勘定をいう。以下同じ。）」とする。

三 第四十二条の規定の適用については、附則第七条第一項に規定する業務（平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で定めるものに限る。次号において同じ。）は、第四十二条第一項に規定する業務とみなす。

四 第五十一条第二項の規定の適用については、附則第七条第一項に規定する業務は、第五十一条第二項に規定する機構の業務とみなす。

五 協定銀行が承継銀行と合併する場合における第九十六条第一項の適用については、同項第一号中「当該承継銀行の合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。）」とあるのは、「当該承継銀行の合併」とする。

六 協定銀行が特別危機管理銀行と合併する場合における第二百二十条第一項の適用については、同項第一号中「存続する合併（当該合併後に存続する法人が機構の子会社でないものに限る。）」と

則第十一条」とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

あるのは「存続する合併」と、同項第二号中「設立する合併（当該合併により設立された法人が機構の子会社でないものに限る。

）」とあるのは「設立する合併」とする。

七 第百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第七条第一項」とする。

5 附則第八条の二第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、第百五十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第八条の二第一項」とする。

6 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十四条第一項から第三項まで」とあるのは、「附則第六条の二」とする。

一 附則第六条の二第一項の保険事故に係る破綻金融機関の預金等に係る債務を他の金融機関が引き受ける場合 第二条第十一項

二 附則第六条の二第一項の保険事故に係る第五十三条第一項に規定する保険金の支払の請求があつた場合 第五十八条第一項

三 附則第六条の二第一項の保険事故に係る破綻金融機関が営業の一部を他の金融機関に譲渡する場合 第五十九条第二項

四 機構が附則第六条の二第一項の保険事故に係る破綻金融機関（第百二十七条第一項各号に掲げる金融機関に限る。）から預金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合
第百二十七条第一項

二 第九十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第七条第一項」とする。

5 附則第八条の二第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、第九十一条の規定の適用については、同条第三号中「第三十四条」とあるのは、「第三十四条及び附則第八条の二第一項」とする。

（新設）

[